

龍谷大学 履修要項
2025年度 国際学研究所

🕒 最終更新日：2025年3月10日

2025年度入学生

国際学研究所

2025年度入学生 国際学研究所 メニュー

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

>

- 国際学研究所の教育理念・目的 >
- 学位授与の方針【ディプロマポリシー】 >
- 教育課程編成・実施の方針【カリキュラムポリシー】 >

履修の心得

>

- 【1】 授業時間 >
- 【2】 履修登録制度 >
- 【3】 履修辞退制度 >
- 【4】 成績評価 >
- 【5】 筆答試験 >
- 【6】 レポート・論文提出時の注意 >
- 【7】 G P A（修士課程のみ） >

教育課程

>

- 教育課程編成の方針 >
 1. 国際文化学系の課程編成 >
 2. グローバルスタディーズ系の課程編成 >

教育課程（修士課程）

>

- 修士学位取得のためのガイドライン >
 1. 国際学研究所（修士課程）で授与する学位 >
 2. 修士課程学位授与までのプロセス（研究指導・審査スケジュール） >
 3. 修士課程に関するスケジュール >
 4. 修士課程修了要件 >
 5. 科目ナンバリング >
 6. 修士論文に求められる要件 >
 7. 学位審査（修士）の概要 >
 8. 修了判定後の修士論文の取扱いについて >
 9. 関連規程 >
 10. 修士論文提出に関する各種様式 >
- 教育課程 >

[1. 修士課程国際文化学専攻カリキュラム、授業科目及び修了要件 >](#)

[2. 修士課程グローバルスタディーズ専攻授業科目及び修了要件 >](#)

[3. 修士課程言語コミュニケーション専攻授業科目及び修了要件 >](#)

[4. アジア・アフリカ総合研究プログラム科目一覧及び修了要件 >](#)

- [修士論文の提出要領について >](#)
- [9月修了の取扱いについて >](#)
- [「長期履修学生制度」について >](#)
- [修士課程の中間発表・最終発表におけるレジュメの作成方法 >](#)
- [「京都・宗教系大学院連合」単位互換 >](#)

教育課程（博士後期課程） >

- [博士学位取得のためのガイドライン >](#)
 - [1. 国際学研究科（博士後期課程）で授与する学位 >](#)
 - [2. 学位授与までのプロセス >](#)
 - [3. 博士後期課程に関するスケジュール >](#)
 - [4. 博士後期課程修了要件 >](#)
 - [5. 博士論文に求められる要件 >](#)
 - [6. 博士論文の提出資格要件について >](#)
 - [7. 学位審査（博士）の概要 >](#)
 - [8. 修了判定後の博士論文の取扱いについて >](#)
 - [9. 関連規程 >](#)
 - [10. 博士論文に関する各種様式 >](#)
 - [11. 博士後期課程単位取得満期退学後の学位論文提出について >](#)
- [教育課程 >](#)
 - [1. 授業科目 >](#)
 - [2. 博士後期課程修了要件 >](#)
 - [3. 課程修了の認定 >](#)
 - [4. 学位の授与 >](#)
- [国際学研究科博士後期課程研究指導要領 >](#)
 - [博士後期課程における研究指導 >](#)
- [博士論文の提出要領について >](#)
 - [1. 提出方法 >](#)
 - [2. 用紙規格 >](#)
- [「長期履修学生制度」について >](#)

特別専攻生・研究生・各種規程等 >

- [特別専攻生・研究生について >](#)
 - [1. 応募資格 >](#)
 - [2. 申込期間 >](#)
 - [3. 申込場所 >](#)
 - [4. 留意事項 >](#)
 - [◇利用できる設備等 >](#)
 - [◇学位授与の申請について >](#)
- [諸規程 >](#)
 - [龍谷大学大学院 国際学研究科 学位論文に関する規程 >](#)
 - [龍谷大学大学院 国際学研究科 学位論文審査委員選定基準に関する申し合わせ >](#)
 - [龍谷大学大学院国際学研究科生の学部科目履修に関する内規 >](#)
 - [国際学研究科の大学院学則第9条の2に定める既修得科目の取り扱いに関する内規 >](#)
 - [大学院国際学研究科特別専攻生規程 >](#)
 - [「研究生」に関する規程 >](#)

学修生活 >

- [【1】学籍の取り扱い >](#)

1. 学籍とは > 2. 学籍簿 > 3. 学生証 > 4. 学籍の喪失 > 5. 休学と復学 > 6. 再入学 > 7. 9月修了 >

- 【2】留学 >

1. 交換留学 > 2. 私費留学 > 3. 短期留学 > 4. 個人留学（休学して留学する） >

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」

国際学研究科の教育理念・目的

建学の精神に基づいて、グローバル化の加速的な進展のなかで、現在の国際社会が直面している諸課題・諸現象と批判的に向き合い、多様な文化が共生する社会の実現に向けて、国際的な舞台でリーダーシップを発揮し活躍できる高度専門職業人・実務家・研究者の養成を目的とする。

学位授与の方針【ディプロマポリシー】

国際学研究科では、以下のようなディプロマポリシーを掲げて、学位授与をおこなう。

修士課程国際文化学専攻

大学院学生に保証する基本的な資質

<備えるべき能力>

- 日本、共生社会、言語文化、宗教文化、芸術・メディアなどの研究内容について国際的な視野の中で位置づけたうえで理解することができる。
- 相互依存が著しく進む現代世界が直面する新たな諸現象・諸問題を、文化の視座から批判的に考察することができる。
- 高度な専門的知識と外国語能力を発揮して解決方法を探求することができる。

<将来発揮することが期待される能力>

- 国際文化学の総合的知識や専門分野の知識を、多角的に活用できる。
- 研究を通じて得られた知見を高度の専門的職業人・実務家として発信し、社会に貢献することができる。

学位授与の諸要件

- 修士課程に2年以上在学すること。
- 正規の授業を受け、所定の科目について30単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受け、修士論文を提出してその審査および最終試験に合格すること。

修士課程グローバルスタディーズ専攻

大学院学生に保証する基本的な資質

<備えるべき能力>

- グローバル化が急速に進展しつつある現代世界を、幅広い視点から複合的かつ批判的に理解することができる。
- 特定の課題について既存の研究と比較しながら研究テーマを設定し、その解決方法を探求することができる。

<将来発揮することが期待される能力>

- 高度な専門的知識と外国語能力を発揮して、現代の国際社会が抱える諸問題の解決方法を探求することができる。
- 研究を通じて得られた知見を高度の専門的職業人・実務家として、国際的な舞台でリーダーシップを発揮し提言することで社会的に重要な役割を担うことができる。

学位授与の諸要件

- 修士課程に2年以上在学すること。
- 正規の授業を受け、所定の科目について30単位以上を修得すること。
- 必要な研究指導を受け、英語で修士論文を提出してその審査および最終試験に合格すること。

修士課程言語コミュニケーション専攻

大学院学生に保証する基本的な資質

<備えるべき能力>

- ・ グローバル化が急速に進展する社会における言語およびコミュニケーションの意義や役割を批判的に理解することができる。
- ・ 言語コミュニケーションに関する高い専門的知識や英語運用能力を身につけている。

<将来発揮することが期待される能力>

- ・ 高い語学力・対話力をもってリーダーシップを発揮し、国内外の社会に貢献することができる。
- ・ 高度の専門的職業人・実務家として相互理解や多文化理解の推進に貢献することができる。

学位授与の諸要件

- ・ 修士課程に2年以上在学すること。
- ・ 正規の授業を受け、所定の科目について32単位以上を修得すること。
- ・ 必要な研究指導を受けたうえ、英語で修士論文を提出してその審査および最終試験に合格すること。

博士後期課程国際文化学専攻

大学院学生に保証する基本的な資質

<備えるべき能力>

- ・ 変化の著しい国際社会を、文化の視点を軸として複合的かつ批判的に理解することができる。
- ・ 既存の研究と比較して自らの研究テーマを適切に位置づけ、特定の課題についての独自の解決方法を内外に向かって提言することができる。
- ・ 多様化する国際社会が抱える諸課題を文化の観点から批判的に理解したうえで独自の視点から説得力ある議論を展開することができる。

<将来発揮することが期待される能力>

- ・ 高い職業的倫理観と責任感を持って、自立した研究者あるいは高度の専門的職業人として社会に貢献することができる。
- ・ 語学力、文献検索能力、フィールドワークの能力などを活かして、日本や世界において活躍することができる。

学位授与の諸要件

- ・ 博士後期課程に3年以上在学すること。
- ・ 所定の科目について12単位以上を修得すること。
- ・ 必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

博士後期課程グローバルスタディーズ専攻

大学院学生に保証する基本的な資質

<備えるべき能力>

- ・ グローバル化が急速に進展しつつある現代世界を、幅広い視点から複合的かつ批判的に理解することができる。
- ・ 既存の研究と比較して自らの研究テーマを適切に位置づけ、特定の課題についての独自の解決方法を内外に向かって提言することができる。
- ・ 先行研究によっても十分解明されていない研究テーマについて、独自の視点から説得力ある議論を英語にて展開することができる。

<将来発揮することが期待される能力>

- ・ 高い職業的倫理観と責任感を持って、自立した研究者あるいは高度の専門的職業人として社会に貢献することができる。
- ・ グローバル社会が抱える諸課題に対して独自の視点から説得力ある議論を英語で展開することができる。

学位授与の諸要件

- ・ 博士後期課程に3年以上在学すること。
- ・ 所定の科目について14単位以上を修得すること。
- ・ 必要な研究指導を受けたうえ、英語で博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

教育課程編成・実施の方針【カリキュラムポリシー】

国際学研究科の各専攻は、下記のようなカリキュラムポリシーを掲げて、教育課程を編成し実施する。

修士課程国際文化学専攻

- 国際文化研究の多様な側面を理解し、その中で自分の方法論を確立していくために、「国際文化学」「調査方法論」を必修として配置する。
- 1年次から演習を配置し、指導に当たる主・副となる教員の指導を受けることで、研究遂行にあたっての基礎知識を修得し、自らの研究テーマに関わる分析力・考察力を養い、修士論文を作成する。
- 日本、共生社会、言語文化、宗教文化、芸術・メディアに関連する専門科目を設ける。これらの専門科目においては、各自の研究テーマに必要な語学能力、文献探索能力、フィールドワークの能力などを身に付けられるような授業内容とする。

修士課程グローバルスタディーズ専攻

- グローバルな舞台上で活躍できる人材を育成するために、全ての授業は英語にて提供される。1年次科目として「Introduction」ならびに「GS Research Methods」を配置し、各自の研究がどのような意義を持ち、またその遂行にはどのような方法論を選択する必要があるかを修得する。
- 1年次から演習を配置し、主・副担当教員からの助言と指導をもとに、研究遂行にあたって必要な基礎知識を修得し、自らの研究テーマに関わる分析力・考察力を養い、英語で修士論文を作成する。
- 既存の国際学部グローバルスタディーズ学科に対応し、グローバルスタディーズを「グローバリゼーション」、「コミュニケーション」、「エシックス」の3領域からなる研究分野であると定義する。そのうえで、これらの領域が複合的に重なりあう部分に呼応する研究テーマをそれぞれの大学院生が設定し、それらの課題を広さと深さを併せ持つ形で探求するような授業内容とする。

修士課程言語コミュニケーション専攻

- 1年次には「第二言語習得」に関わる質的・量的調査法に関わる基礎科目を必修として配置し、研究方法に関する基礎を修得する。
- 「通訳・翻訳」、「英語教育学」、「応用言語学」の3領域に関わる重点科目を系統的に配置し、言語教育の研究に関わる理論的・実践的基盤を培う。
- 1年次から演習を必修として配置し、主・複指導教員の指導・助言を受けながら、研究を遂行する専門的知識や方法を修得し、自らの研究テーマに関わる分析力・考察力を養い、英語で修士論文を作成する。

博士後期課程国際文化学専攻

- 演習指導を通じて、専門的知識をさらに深めるのみならず、複合的・学際的視点を用いて、設定したテーマにアプローチできるための幅広い学術的研鑽を積み重ねる。
- 研究科内外での学会や研究会において発表を行い、内外の研究者との交流を深めるとともに、将来自立した研究者となるために必要なさまざまな能力を構築する。
- 先行研究によっても十分解明されていない論点について学術的にも貢献できるように、研究の射程ならびに研究の方法論について独自の視点をもてるようにする。
- 1年次から演習を配置し、主・副担当教員からの助言と指導をもとに、自らの研究テーマに関わる分析力・考察力を養い、博士論文を作成する。

博士後期課程グローバルスタディーズ専攻

- 演習指導を通じて、専門的知識をさらに深めるのみならず、人文学の視座を中心にした複合的・学際的視座から、設定したテーマにアプローチできるための幅広い学術的研鑽を積み重ねる。
- 研究科内外での学会や研究会において発表を行い、内外の研究者との交流を深めるとともに、将来自立した研究者となるために必要なさまざまな能力を構築する。
- 1年次に「PhD Research Seminar」を配置し、研究成果を効果的に発信するために必要なスキルと方法を学び、自立した研究者となるための能力を涵養する。
- 1年次から演習を配置し、主・副担当教員からの助言と指導をもとに、自らの研究テーマに関わる分析力・考察力を養い、英語で博士論文を作成する。

履修の心得

【1】授業時間

授業時間はこちら

【2】履修登録制度

履修登録とは、その学期に履修しようとする科目の授業を受けるための手続きです。この登録をしていなければ、仮にその授業に出席していたとしても、試験を受けることや単位認定を受けることはできません。履修登録は、学修計画の基礎となるわけであり、登録が有効に行われるようすべて自分の責任において取り組まなければなりません。また、必ず指導教員等とも相談し、最適な学修計画をたててください。

(1) 履修登録の意味

履修登録は、自らの学修計画に従ってその学期に自分が履修しようとする授業を届出る手続きであり、みなさんの学修計画の出発点となるものです。なお、履修登録をしていない科目は履修できません。

(2) 履修登録の方法

Semester制により履修登録は第1学期、第2学期の年2回行われます。国際学研究科（大学院）では第1学期履修登録期間に、第1学期開講科目に加え、第2学期開講科目についても登録（通年分の登録）してください。第2学期履修登録では、第1学期に履修登録した第2学期開講科目の修正や、追加する第2学期開講科目の登録をおこないます。

(3) 履修計画書の提出

第1・2学期に履修登録した開講科目について、学修計画に沿った履修登録となっていることを確認するため、「履修計画書」を提出してください（指導教員による確認が必要です）。

(4) 履修登録の期間

履修登録の期間はポータルサイトもしくはmanabaのお知らせにて確認して下さい。

【3】履修辞退制度

(1) 「履修辞退制度」とは

「履修辞退制度」とは、受講者が授業を受けてみたものの、『授業内容が学修したいものと著しく違っていた場合』や『受講者自身が授業について行ける状況にまったくない場合』など、やむを得ない理由がある場合に自分自身の判断で履修を辞退することができる制度のことです。

したがって、受講者のみなさんはこの「履修辞退制度」を安易に利用するのではなく、「履修要項」および「シラバス」を熟読して学修計画をしっかりと立て、慎重な履修登録をするよう十分留意する必要があります。また、大学院では各自の研究計画に影響をおよぼすこともあるため、必ず指導教員とも相談してください。

(2) 履修辞退による成績評価のあり方

本学が設定する履修辞退の申出期間中に辞退を申し出た場合、当該授業科目の成績評価は行いません。したがって、履修辞退した科目は平均点やGPAの計算対象から除外されるとともに、成績証明書への記載対象からも除外されます。なお、各学期に配付される個人別の成績表には履修履歴および履修辞退履歴として「J」の記号が記載されます。

(3) 履修辞退できない科目

カリキュラムの関係において、“必修としている授業科目”は「履修辞退制度」の対象としていません（＝履修辞退を認めない）。履修登録の際、必ず確認してください。

(4) 履修辞退の申出期間

履修辞退の申出期間はポータルサイトもしくはmanabaのお知らせにて確認して下さい。

(5) 履修辞退の申し出方法

上記、履修辞退の申出期間にポータルサイトの「Web履修辞退申請」から履修辞退の手続きをしてください。

【4】成績評価

成績評価は、個々の科目について定められている単位数に相当する量の学修成果の有無やその内容を評価するために行われます。成績評価は、一般的に100点満点法で評価され、60点以上の評価を得られた場合に所定の単位が認定されます。

(1) 成績評価の方法

成績評価は、おおよそ次の4種類の方法があり、これらのうちのひとつまたは複数を組み合わせて評価されます。各科目の成績評価方法は、その科目の特性に応じて授業担当者によって定められています。その内容はシラバスに明示されているので参照してください。

- ① 筆答試験による評価
- ② レポート試験による評価
- ③ 実技試験による評価
- ④ 授業への取組状況や小テストなど、上記試験による評価の他に、担当者が設定する方法による評価

(2) 成績評価の基準

- ① 成績評価は、100点を満点とし60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ② 一度合格点を得た科目（＝既得科目）は、いかなる事情があっても、再度履修して成績評価を受けることはできません。
- ③ 履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は0点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により評価される場合があります。
- ④ 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価と評点			
S (90～100点)	A (80～89点)	B (70～79点)	C (60～69点)

上記の段階評価以外に、実習科目はG（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合はN（認定）となります。

- ⑤ 学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。
- ⑥ 学業成績表は、第1学期（前期）分を9月下旬、第2学期（後期）分を3月下旬にポータルサイトよりダウンロードできます。日程の詳細は、別途manaba、ポータルサイト等でお知らせします。

(3) 成績疑義

成績評価について疑義がある場合は、指定された申請方法にもとづいて、申請期間内に国際学部教務課窓口に提出してください。**授業担当者に直接申し出てはいけません。**

なお、申出期間および申請方法については、別途ポータルサイト等で確認してください。

【5】筆答試験

(1) 筆答試験の時期

筆答試験をその実施時期によって分類すると、次の2種類になります。

ア 定期試験

個々の科目について定められている授業期間の終了時期（通常の場合は学期末）に実施する筆答試験をいう。

イ 追試験

定期試験欠席者のために、定期試験終了後に改めて実施する筆答試験をいう（追試験の項を参照のこと）。

(2) 受験資格

次の各号に定める条件をすべて備えていないと受験資格を失い、受験することができなくなる恐れがあります（追試験については、追試験の項を参照のこと）。

- ア その科目について、有効な履修登録がなされていること。
- イ 定められた学費を納入していること。
- ウ 授業に出席していること。原則として3分の2以上の出席があること。
- エ 授業担当者の求める諸条件を満たしていること。

(3) 筆答試験に際しては、次のことを守らなければなりません。

- ア 指定された試験場で受験すること。
- イ 試験開始20分以上の遅刻および30分以内の退室は許されない。
- ウ 学生証を携帯すること。
- エ 学生証は写真欄が見えるよう机上通路側に置くこと。
万一、学生証を忘れた場合には、国際学部教務課窓口で「試験用臨時学生証」の交付を受けておくこと。
- オ 答案（解答）用紙が配付されたら直ちに年次、学籍番号、氏名を「ペンまたはボールペン」で記入すること。
- カ 参照を許可されたもの以外は、指示された場所におくこと。
[担当教員の指示がない限り、電子機器等の使用を認めない。]
[持ち込み条件が「全て可」であっても、携帯電話、スマートフォン、情報端末等の使用は一切認めない。]
- キ 試験開始前に携帯電話等の電源を切り、かばんの中に入れること。
- ク 答案（白紙答案を含む）を提出しないで退室しないこと。

(4) 次の場合は、その答案は無効となります。

- ア 無記名の場合
- イ 指定された場所に提出しない場合
- ウ 試験終了後、試験監督者の許可なく氏名を書き直した場合
- エ 受験態度の不良な場合

(5) 筆答試験における不正行為

- ア 受験中に不正行為を行った場合は、その学期に履修登録をした全科目の単位認定を行いません。さらに、不正行為の程度により、学則に定める懲戒を加えることがあります。
- イ 次に該当する場合は、これを不正行為と見なします。
 - ①私語や態度不良について注意を与えても改めない場合
 - ②監督者の指示に従わない場合
 - ③身代わり受験を行ったとき、または行かせた場合
 - ④カンニングペーパー等を所持していた場合
 - ⑤携帯電話、スマートフォン、情報端末等をかばん等にしまっていない場合
 - ⑥許可された以外のものを参照した場合
 - ⑦机上等への書き込みをしていた場合
 - ⑧許可なくして物品や教科書、ノート類を貸借した場合
 - ⑨答案用紙の交換および見せ合いをした場合
 - ⑩その他、①～⑨に準じる行為を行った場合

(6) 追試験

ア 追試験の受験資格

追試験は次の各号のいずれかの理由により定期試験を欠席し、所属学部が認めると受験することができます。

- ①病気、怪我又は試験時における体調不良等
- ②親族（原則として3親等まで）の葬儀への参列
- ③公認サークルの公式戦への選手としての参加
- ④交通機関の遅延等
- ⑤交通事故、災害等
- ⑥就職活動（説明会、筆記試験、面接等）
- ⑦資格試験（公務員試験、公的資格試験等）の受験
- ⑧単位互換科目の試験受験
- ⑨大学コンソーシアム京都 産学連携教育プログラム又は博物館実習への参加
- ⑩裁判员（候補者）への選任
- ⑪その他、研究科委員会が特に必要と認めたる者

追試験受験希望者は、追試験受験願および欠席理由証明書（医師診断書、交通遅延証明書または事故理由書、就職試験等による場合は会社あるいは団体が発行する証明書等）をその科目の試験日を含めて4日以内（土・日・祝日は含めない。ただし、土曜日が試験日の場合は試験当日を含む4日以内）に国際学部教務課窓口に提出しなければなりません。

交通遅延証明書のうち、Web発行によるものは本人が乗車したことを証明するものではありませんので、欠席理由の証明書として、本学では取り扱いできません。

交通遅延証明書は従来通り、「本人が乗降した際に各駅にて受け取ることができるもの」のみを証明書として取り扱います。

なお、医師の診断の結果、インフルエンザなどの流感により外出が制限され、定期試験を受験できなかった場合は、追試験申込期限内に国際学部教務課まで連絡してください（電話による連絡可）。

イ 追試験の受験料は、1科目 1,000円です。

ウ 実技・実習科目、レポート試験による科目、特別に指定された科目については、原則として追試験は行いません。

詳細については、定期試験前にポータルサイトにて確認してください。

(7) 筆答試験時間

筆答試験時間割は、原則として試験の14日前にポータルサイトまたは掲示により発表します。試験時間は、次のとおりです。**通常の授業時間帯と異なりますので、注意してください。**

講時	開始時刻	終了時刻
1 講時	9 : 15	10 : 15
2-A 講時	10 : 45	11 : 45
2-B 講時	12 : 15	13 : 15
3-A 講時	13 : 45	14 : 45
3-B 講時	15 : 15	16 : 15
4 講時	16 : 45	17 : 45
5 講時	18 : 15	19 : 15
6 講時	19 : 30	20 : 30
7 講時	20 : 45	21 : 45

(注1) 科目の特性によって、試験時間を変更することがあります。

【6】 レポート・論文提出時の注意

(1) 次の各項目に注意して提出してください。

- ア レポートは授業担当者の指示に従って提出すること。(掲示によっても発表を行います)
- イ レポートは指示されたところに提出し、郵送の場合は宛名を確認のうえ、必ず「書留」で発送すること。
- ウ 事故を防ぐため、事情の如何を問わず、国際学部教務課では一切取扱いません。
- エ 提出期限は厳守すること。(期限を超過したものは受理しません)
- オ その他、指示に従わない場合は無効となります。

(2) レポートの用紙・規格等は次のとおりです。

用紙の大きさ	A4版	上部余白	25~40mm
1頁の文字数	600字	下部余白	20~40mm
1行の文字数	30字	左側余白(製本時綴じしろ)	25~40mm
1頁の行数	20行	右側余白	10~25mm

※ 修士論文の提出は33ページ以降の「修士論文提出要領について」に従ってください。

(3) 学期中に提出されるすべてのレポート(修士論文含む)に剽窃等の不正行為が認められた場合は、当該レポートを無効扱いとし、その学期に履修登録をした全科目の単位認定をおこないません。さらに、不正の程度により、学則に定める懲戒を加えることがあります。

【7】GPA(修士課程のみ)

GPAとは、Grade Point Average(成績加重平均値)のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。GPAは、各教科の評価点(100点満点)を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

例えば、リサーチセミナーA(2単位)80点、演習I(3単位)75点、国際文化学(2単位)88点、日本研究A(2単位)40点を登録科目の結果とした場合、GPAは次のように計算されます。

評点	グレイドポイント
100~90点	4
89~80点	3
79~70点	2
69~60点	1
59点以下	0

$$GPA = \frac{(3 \times 2) + (2 \times 3) + (3 \times 2) + (0 \times 2)}{(2 + 3 + 2 + 2)} = \frac{18}{9} = 2.00$$

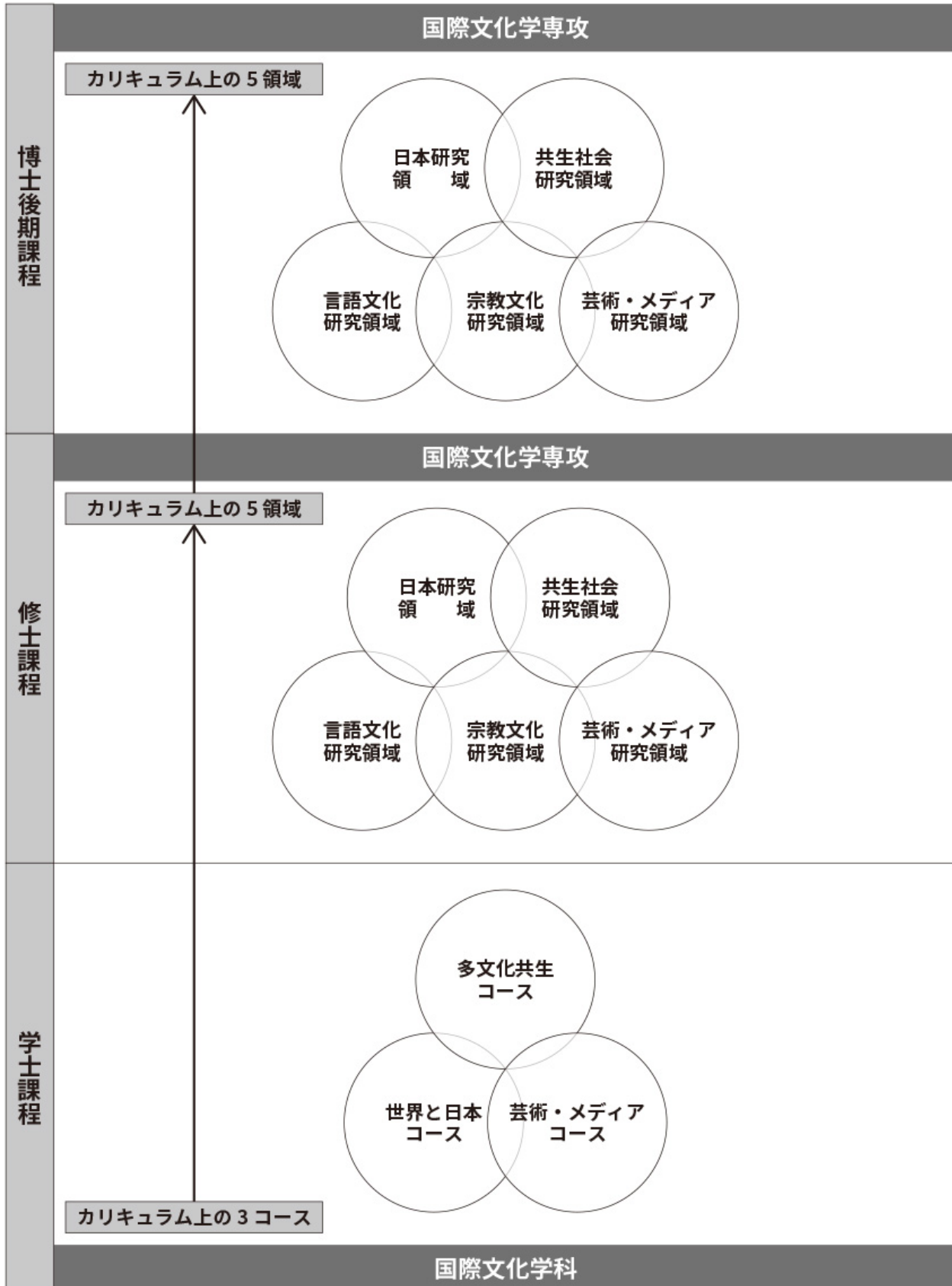
$$GPA = \frac{\sum (\text{科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{科目の単位数})}$$

- ※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。
- ※ 成績を評価点(100点満点)で評価しない科目は算入しません。

教育課程

教育課程編成の方針

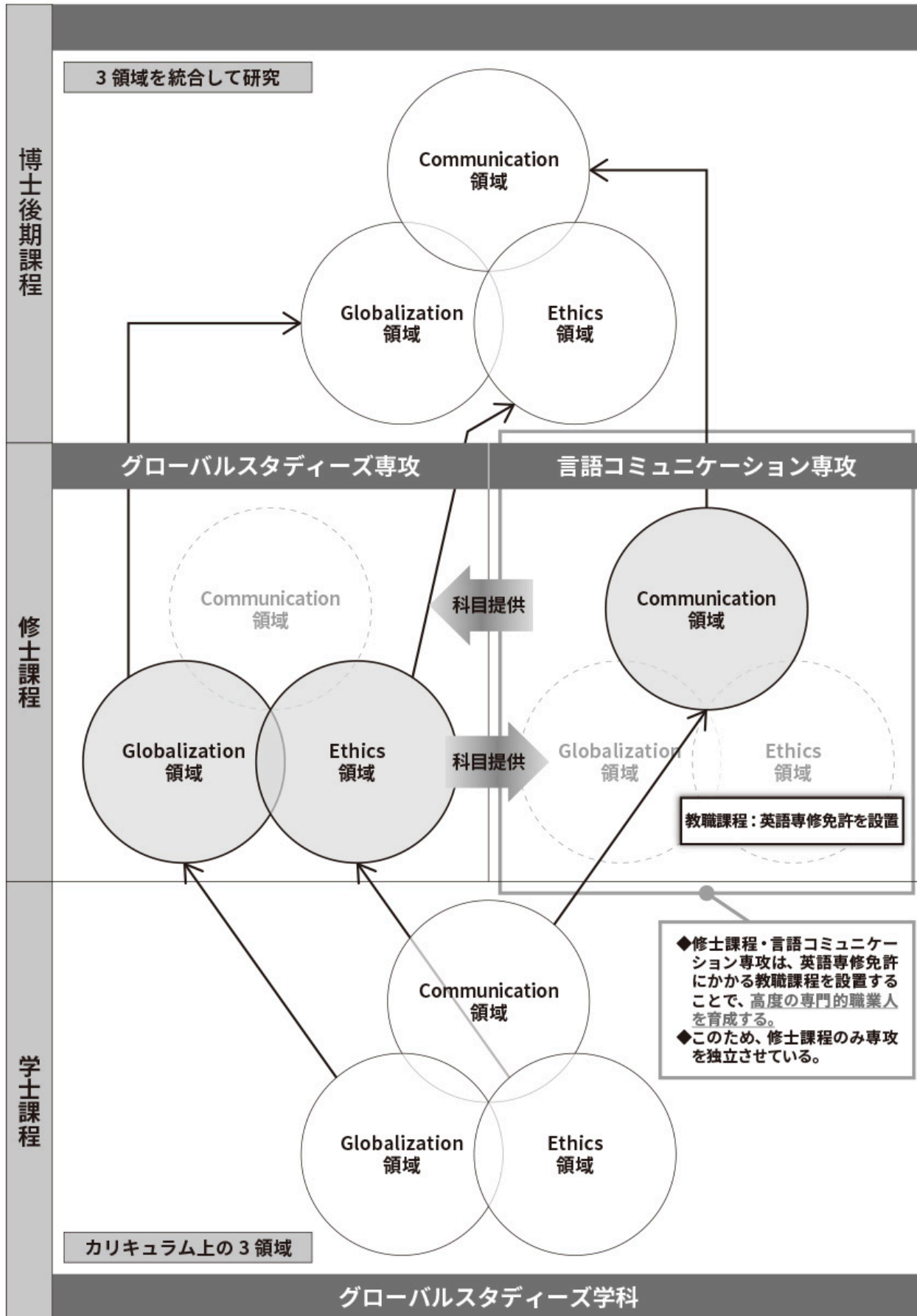
1. 国際文化学系の課程編成



【注記】

○基礎となる学部(国際学部)から修士課程・博士後期課程まで、一貫した教学展開をおこなう。

2. グローバルスタディーズ系の課程編成



【注記】

○基礎となる学部(国際学部)における教育を基盤に、より高度で専門性を備えた人材を修士課程において育成する。

- 特に、専修免許課程を併置する「Communication領域」は、英語による言語コミュニケーションと教職人材の育成に専門特化することから、グローバルスタディーズ専攻から独立した言語コミュニケーション専攻を設置している。
- 博士後期課程においては、3領域すべてを敷衍した研究を行うことで多様で複眼的な視点を育むことを目的に一専攻としている。

教育課程（修士課程）

修士学位取得のためのガイドライン

1. 国際学研究科（修士課程）で授与する学位

修士：

国際文化学＜ Master of Intercultural Communication ＞

グローバルスタディーズ＜ Master of Global Studies ＞

言語コミュニケーション＜ Master of Language and Communication ＞

2. 修士課程学位授与までのプロセス（研究指導・審査スケジュール）

年次	semester	時期	内 容	教員による指導・審査
1 年 次	1 セメ	4 月	入学式 履修説明会・履修登録指導期間 履修科目登録 履修計画書の提出 演習指導教員選定届の提出	3ポリシー、教育課程等の説明 ← 教員による履修計画指導及び演習教員選定への助言 → 指導教員・副指導教員の選定
		6 月	研究題目届の提出	↓ 研究指導計画書の策定・指導学生との共有
	2 セメ	9 月	履修科目修正登録	
		1 月	研究経過報告書の提出	
	2 年 次	3 セメ	4 月	履修科目登録／履修計画書の提出
5 月			修士論文計画書の提出	↓ 研究指導計画書の策定・指導学生との共有
学期中		修士論文中間発表	← 助言（指導教員・副指導教員・助言教員）	
4 セメ		9 月	履修科目修正登録	<論文審査委員決定>
		学期中	修士論文最終発表（公開）	← 助言（指導教員・副指導教員・助言教員）
		1 月	修士論文提出 修士論文口述試験（公開）	← 修士論文審査 ⇒修了判定
		2 月	優秀論文発表会（公開）	
		3 月	学位授与式	

※ _____ は研究科委員会にて承認が必要な書類

3. 修士課程に関するスケジュール

(1) 履修計画書【第1semester】

学年始の履修登録の際、当該年度に履修する授業科目について「履修計画書」を作成し、提出してください。

(提出期間)

4月入学生：入学後5日間程度

9月入学生：入学式前

※ 詳細な日程は新入生オリエンテーションもしくはそれ以前にメール等にてお知らせします。

アジア・アフリカ総合研究プログラムの履修を希望する学生は、第1semesterの「履修計画書」提出時に「プログラム履修届」を提出してください。

(2) 演習指導教員選定届【第1 Semester】

国際学研究科では、学生の多様なニーズに対応できるよう、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を整備しています。学生の皆さんが多角的な視野から主体的に学びや研究を深めていけるよう指導教員が中心となりサポートしていきます。

第1 Semester履修登録の際に「演習指導教員選定届（主指導教員と副指導教員）」を提出してください。選定届を提出する前に必ず主・副指導を希望する当該教員に相談し、了承を得ておく必要があります。

※ 国際文化学専攻とグローバルスタディーズ専攻は、「演習指導教員選定届」に記入した教員が各 Semester（第1～第4 Semester）の演習指導教員になります。

※ 言語コミュニケーション専攻は、第1～第4 Semesterのうち、計3 Semesterを主指導教員が、計1 Semesterを副指導教員が演習指導教員となります（主・副指導教員の演習担当時期（Semester）は第1 Semester履修登録時に決定します）。

（提出期間）

4月入学生：入学後5日間程度

9月入学生：入学式前

※ 詳細な日程は新入生オリエンテーションもしくはそれ以前にメール等にてお知らせします。

(3) 研究題目届【第1 Semester】

修士課程における研究テーマについて、第1 Semesterの定められた期間に「研究題目届」を提出してください。

（提出期間）

4月入学生：5月下旬～6月中旬

9月入学生：10月下旬～11月中旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

(4) 研究経過報告書【第2 Semester】

修士課程における1年間の研究経過をまとめた「研究経過報告書」について、第2 Semester終了までの定められた期間に提出してください。

（提出期間）

4月入学生：12月中旬～1月下旬

9月入学生：6月下旬～7月下旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

(5) 修士論文計画書【第3 Semester】

修士論文の作成にあたり、「修士論文計画書」（論文題目含む）を第3 Semesterの定められた期間に提出してください。

（提出期間）

4月入学生：4月下旬～5月中旬

9月入学生：9月下旬～10月中旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

(6) 修士論文の提出【第4 Semester】

修士課程の修了に必要な修士論文について、第4 Semesterの定められた期日に提出してください。提出にあたっては「修士論文の提出要領について」を必ず確認してください。

(提出期間)

4月入学生：1月初旬

9月入学生：6月中旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

※ 上記の他、研究指導上必要となる提出書類については、授業担当教員や指導教員、国際学部教務課等から別途指示があります。

※ 提出期間や提出物等については、manaba、ポータルサイト等で必ず確認してください。内容等が変更となる場合は、manaba、ポータルサイト等を通じて周知します。

※ 休学歴のある学生は、上記の提出期間から休学期間を考慮の上、該当する Semester で提出してください。

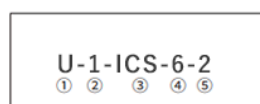
4. 修士課程修了要件

開講する授業科目の中から演習を含む必要単位を修得し、修士論文の審査に合格しなければならない。修了するために履修すべき科目については、「教育課程」を参照のこと。

5. 科目ナンバリング

龍谷大学におけるナンバリングコード体系

国際学研究科で開講される授業科目にはナンバリングがされています。ナンバリングとは、科目毎に修得することができる学術分野や、科目のレベルを簡明に表したものであり、順次性のある履修計画を立てることを補助し、体系的な学修に繋げるための指標です。



例：「調査方法論」のナンバリング「U-1-ICS-6-2」の場合、

- ①国際学研究科②国際文化学専攻開講の、③「Intercultural studies (国際文化学)」分野で
- ④修士課程の水準であることを示す。(ICSはIntercultural studiesの略)



U：国際学研究科

1：国際文化専攻

2：グローバルスタディーズ専攻

3：言語コミュニケーション専攻

6：修士課程

7：博士後期課程

「③分野」一覧

略号	分野名	分野名 (日本語)
ART	Art studies	芸術学
ARS	Area studies	地域研究
CSS	Co-existence social studies	共生研究
FLE	Foreign language education	外国語教育
GLS	Global studies	グローバルスタディーズ (複合領域)
HIS	History	史学
ICS	Intercultural studies	国際文化学
INR	International relations	国際関係論
JAS	Japanese Studies	日本研究
LIN	Linguistics	言語学
RES	Religious studies	宗教学

SEM	Seminar	セミナー
SES	Sustainable and environmental system development	環境創成学
SLN	Sociolinguistics	社会言語学

6. 修士論文に求められる要件

修士論文は、広い視野に立つ精深な学識をそなえ、かつその専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を有することを立証するに足るものであることが必要で、2年間広い視野のもとに専攻分野の研究をした成果に相当するものでなければならない（大学院学則第12条4項）。

とりわけ、以下の点に留意した修士論文が求められる。

1) 学問的意義	論文のテーマに本研究科における学問的意義が認められること。またその意義についての認識が明確に示されていること。
2) 問題設定の適切性	論文のテーマを探求するために適切な問題設定がなされていること。
3) 論旨の一貫性	論文の記述が整合的で一貫しており、矛盾や混乱がないこと。
4) 方法の妥当性	論文のテーマや問題設定にふさわしい研究方法が用いられていること。また文献資料・データの取り扱いや分析方法が適切であること。
5) 先行研究の十分な検討	論文のテーマや問題設定にとって必要と考えられる先行研究・関連文献を十分に踏まえていること。
6) 独創性・新規性	論文のテーマ、問題設定、研究方法、論旨、あるいは採り入れた文献やデータなどになんらかの独創性または新規性が認められること。
7) 専門性	当該研究分野における専門的知識を修得し、活用したものと認められること。
8) 学際性	本研究科における研究が有する広汎性を認識し、広く社会に向けて発信する姿勢が認められること。
9) 資質・将来性の表出	論文の総体が、国際文化学の研究者またはこれを生かす職業人としての資質・将来性を感じさせるものとなっていること。
10) 形式	文献引用などが適切に処理され、学術論文としての形式が整っていること。

7. 学位審査（修士）の概要

修士課程を修了し、修士学位を得ようとする者は、所定の修了要件単位を修得することに加え、修士論文に関する以下の要件を満たさなければならない。

(1) 修士論文の提出

指導教員から承認を受けた修士論文を研究科が指定する期日までに提出し、審査を受けなければならない。

(2) 審査委員会

提出された修士論文は、研究科委員が定める審査委員によって審査される。審査委員は論文内容の検討をおこない、口述試験を実施し、審査結果を研究科が定める基準にもとづき評価する。

(3) 修了判定

研究科委員会は審査委員からの報告を受け、修士課程の修了について議決し、議決を学長に報告する。報告を受けた学長は、大学院委員会において課程修了の可否について決定し、修了可とした者に修士学位を授与する。

8. 修了判定後の修士論文の取扱いについて

修了が可となった修士論文については製本され、指導教員および研究科が保存するとともに、1部を提出者に授与する。

9. 関連規程

「国際学研究科学位論文に関する規程」をはじめ、「特別専攻生・研究生・各種規程等」を参照すること。

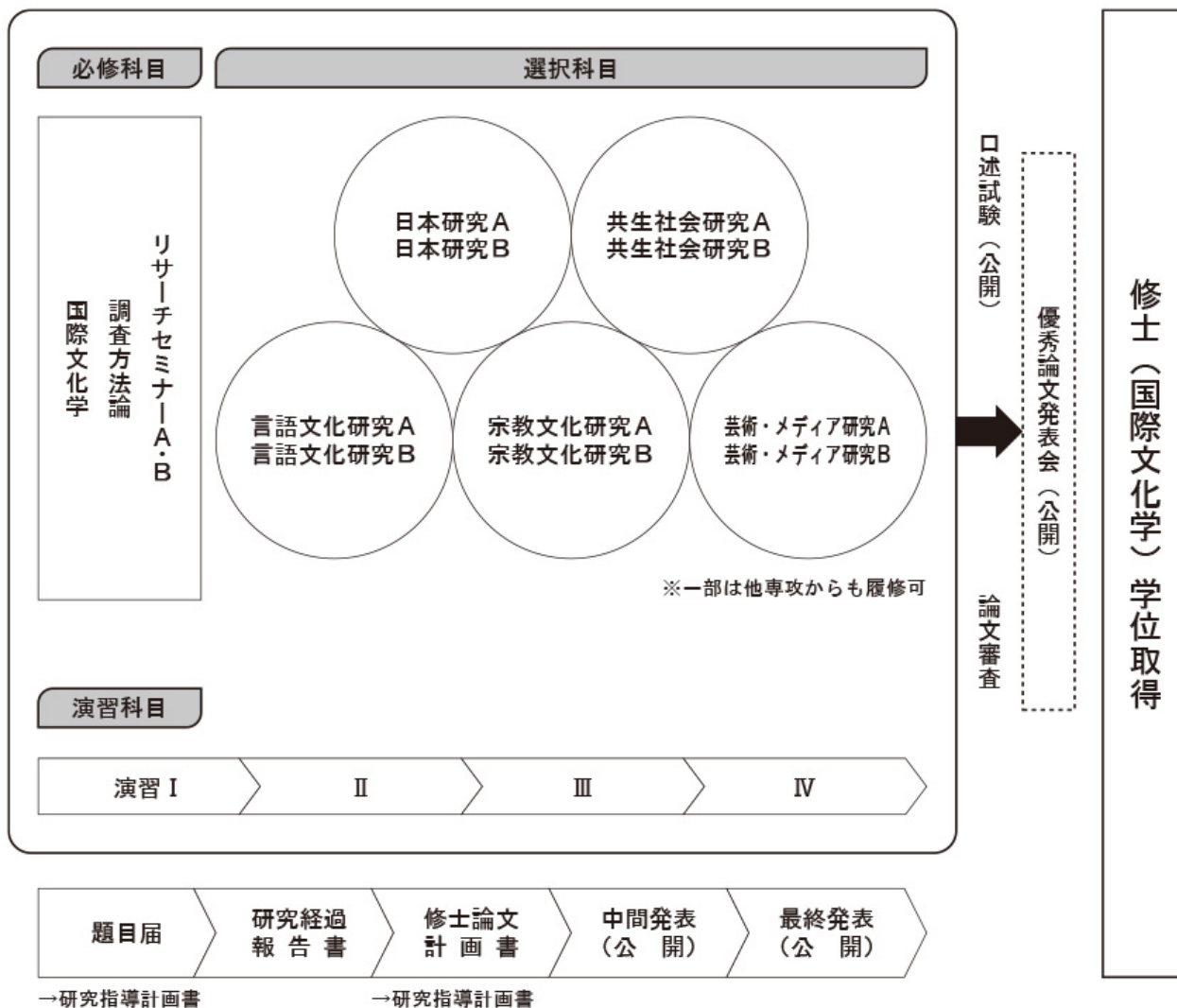
10. 修士論文提出に関する各種様式

提出書類様式は、manaba course「国際学研究科・共通コース」のコースコンテンツからダウンロードしてください

教育課程

1. 修士課程国際文化学専攻カリキュラム、授業科目及び修了要件

【国際文化学専攻カリキュラム概念図】



【国際文化学専攻科目一覧】

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択	講義形態	開講期	ナンバリング	備考
基礎	国際文化学	2	1	必修	講義	前期	U-1-ICS-6-1	
	調査方法論	2	1	必修	講義	後期	U-1-ICS-6-2	
	リサーチセミナーA	2	1	必修	講義	前期	U-1-ICS-6-3	
	リサーチセミナーB	2	1	必修	講義	後期	U-1-ICS-6-4	
演習	演習 I	3	1	必修	演習	1セメ	U-1-SEM-6-1	

		演習Ⅱ	3	1	必修	演習	2セメ	U-1-SEM-6-2	
		演習Ⅲ	3	2	必修	演習	3セメ	U-1-SEM-6-3	
		演習Ⅳ	3	2	必修	演習	4セメ	U-1-SEM-6-4	
応用	日本研究領域	日本研究A	2	1	選択	講義	前期	U-1-JAS-6-1	隔年開講
		日本研究B	2	1	選択	講義	後期	U-1-JAS-6-2	
	共生社会研究領域	共生社会研究A	2	1	選択	講義	前期	U-1-CSS-6-1	
		共生社会研究B	2	1	選択	講義	後期	U-1-CSS-6-2	
	言語文化研究領域	言語文化研究A	2	1	選択	講義	後期	U-1-LIN-6-1	
		言語文化研究B	2	1	選択	講義	前期	U-1-LIN-6-2	
	宗教文化研究領域	宗教文化研究A	2	1	選択	講義	前期	U-1-RES-6-1	
		宗教文化研究B	2	1	選択	講義	後期	U-1-RES-6-2	
芸術・メディア研究領域	芸術・メディア研究A	2	1	選択	講義	前期	U-1-ART-6-1		
	芸術・メディア研究B	2	1	選択	講義	後期	U-1-ART-6-2		

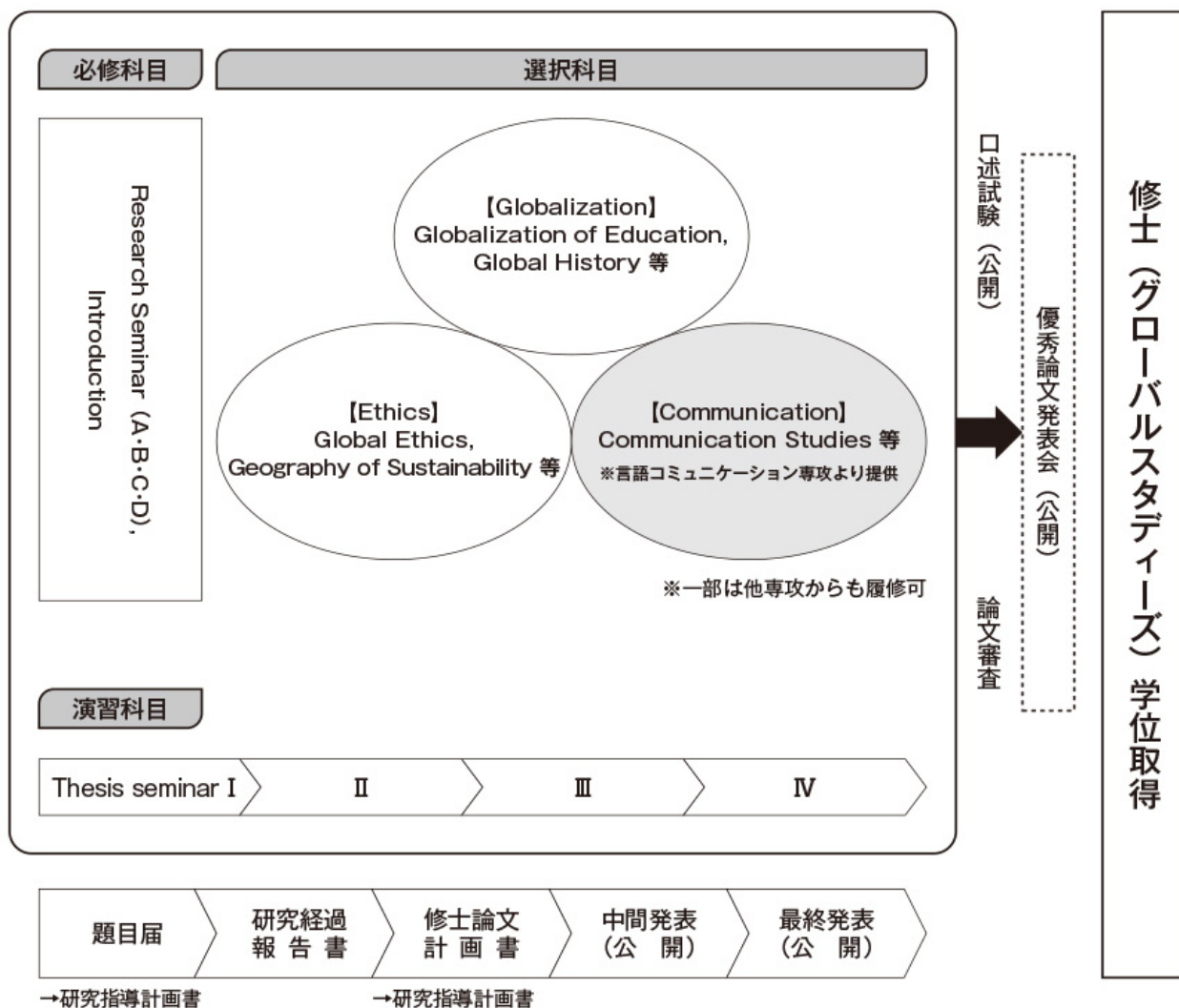
科目群	修了要件単位数	備考
基礎科目	8単位必修	国際文化学、調査方法論、リサーチセミナーA・B〔各2単位〕
演習科目	12単位必修	演習Ⅰ～Ⅳ（各3単位）
応用科目	10単位以上	5領域（日本研究、共生社会研究、言語文化研究、宗教文化研究、芸術・メディア研究）から2領域を選択して重点的に履修し（計4科目：8単位）、その他の領域からの1科目（2単位）も加えて、5科目（10単位）以上を修得する
修士論文	—	修士論文を提出し、審査に合格すること。
合計	30単位以上	

【他専攻の科目受講について】

国際文化学専攻の学生は、グローバルスタディーズ専攻、言語コミュニケーション専攻の応用科目についても履修することができます。成績評価がなされ、成績表には記載されますが、修了要件には算入されない随意科目として扱われます。

2. 修士課程グローバルスタディーズ専攻授業科目及び修了要件

【グローバルスタディーズ専攻カリキュラム概念図】



※専攻開講科目は基本的に英語による開講
修士論文は英語で執筆

【グローバルスタディーズ専攻科目一覧】

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択	講義形態	開講期	ナンバリング	備考
基礎	Introduction	2	1	必修	講義	前期	U-2-GLS-6-1	
	Research Seminar A	2	1	必修	講義	前期	U-2-GLS-6-2	
	Research Seminar B	2	1	必修	講義	後期	U-2-GLS-6-3	
	Research Seminar C	2	2	必修	講義	前期	U-2-GLS-6-4	
	Research Seminar D	2	2	必修	講義	後期	U-2-GLS-6-5	
演習	Thesis Seminar I	3	1	必修	演習	1セメ	U-2-SEM-6-1	
	Thesis Seminar II	3	1	必修	演習	2セメ	U-2-SEM-6-2	
	Thesis Seminar III	3	2	必修	演習	3セメ	U-2-SEM-6-3	
	Thesis Seminar IV	3	2	必修	演習	4セメ	U-2-SEM-6-4	

応用	Globalization領域	Global History	2	1	選択	講義	前期	U-2-HIS-6-1	隔年開講
		Globalization and Area Studies	2	1	選択	講義	後期	U-2-ARS-6-1	
		Globalization and Social Development	2	1	選択	講義	後期	U-2-SES-6-1	
	Ethics領域	Global Ethics	2	1	選択	講義	後期	U-2-INR-6-1	
		Global Inequality and Sustainability	2	1	選択	講義	後期	U-2-SES-6-2	
		Globalization, Conflict and Justice	2	1	選択	講義	前期	U-2-INR-6-2	
	Communication領域	Communication Studies	2	1	選択	講義	後期	U-2-SLN-6-1	
		Language, Power & Identity	2	1	選択	講義	前期	U-2-SLN-6-2	
		Global Communicative Competence Studies	2	1	選択	講義	後期	U-2-SLN-6-3	

【グローバルスタディーズ専攻修了要件】

以下の全ての要件を満たすこと。

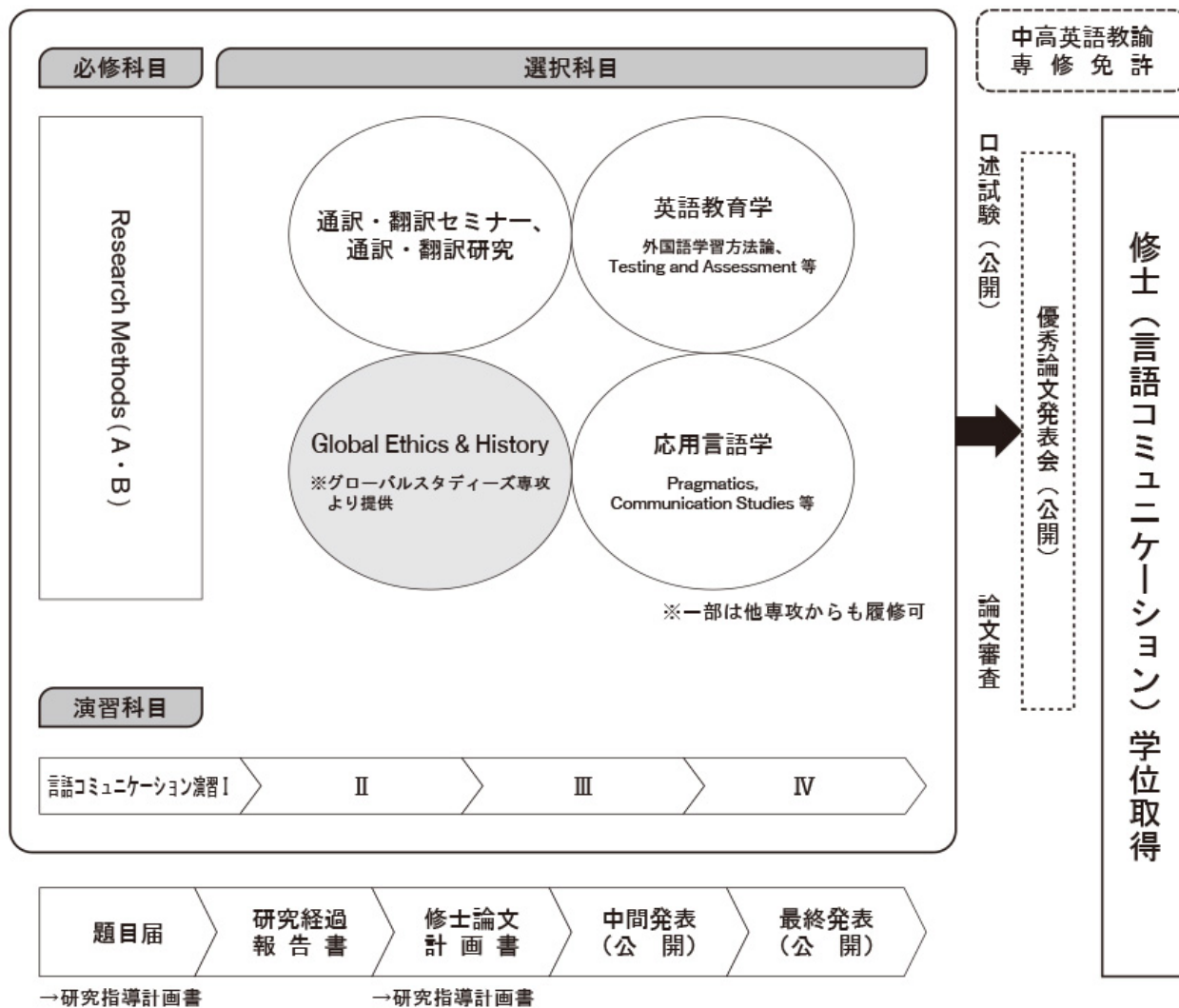
科目群	修了要件単位数	備考
基礎科目	10単位必修	Introduction, Research Seminar A・B・C・D〔各2単位〕
演習科目	12単位必修	Thesis Seminar I～IV（各3単位）
応用科目	8単位以上	Globalization, Ethics, Communicationの各領域から1科目（2単位）以上の履修を必修
修士論文	——	修士論文を提出し、審査に合格すること。
合計	30単位以上	

【他専攻の科目受講について】

グローバルスタディーズ専攻の学生は、国際文化学専攻、言語コミュニケーション専攻の応用科目についても履修することができます。成績評価がなされ、成績表には記載されますが、修了要件には算入されない随意科目として扱われます。

3. 修士課程言語コミュニケーション専攻授業科目及び修了要件

【言語コミュニケーション専攻カリキュラム概念図】



※専攻開講科目は日英または英語による開講
 修士論文は英語で執筆

【専修免許状取得条件】

専修免許状（中学・高校）取得の条件は、「言語コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅳ」を除く科目群から合計24単位を取得することです。
 専攻の修了要件を満たすことで、自動的に専修免許状取得の条件も満たすことになります。
 申請の手続は別途案内をしますので、ポータルサイトのお知らせを確認してください。

【言語コミュニケーション専攻科目一覧】

科目区分	科目名	単位数	配当年次	必修・選択	講義形態	開講期	ナンバリング	備考
基礎	Research Methods A	2	1	必修	講義	前期	U-3-SEM-6-1	
	Research Methods B	2	1	必修	講義	前期	U-3-SEM-6-2	
演習	言語コミュニケーション演習Ⅰ	2	1	必修	演習	1セメ	U-3-SEM-6-3	
	言語コミュニケーション演習Ⅱ	2	1	必修	演習	2セメ	U-3-SEM-6-4	
	言語コミュニケーション演習Ⅲ	2	2	必修	演習	3セメ	U-3-SEM-6-5	
	言語コミュニケーション演習Ⅳ	2	2	必修	演習	4セメ	U-3-SEM-6-6	
応用	通訳・翻訳研究A	2	1	選択	講義	前期	U-3-LIN-6-1	
	通訳・翻訳研究B	2	1	選択	講義	後期	U-3-LIN-6-2	

日英通訳・翻訳研究	2	1	選択	講義	前期	U-3-LIN-6-3	
通訳・翻訳セミナー	2	1	選択	講義	後期	U-3-LIN-6-4	
Psychology and Language Learning	2	1	選択	講義	後期	U-3-FLE-6-1	
外国語学習方法論	2	2	選択	講義	後期	U-3-FLE-6-2	
言語政策論	2	2	選択	講義	前期	U-3-FLE-6-3	
Language Testing and Assessment	2	2	選択	講義	前期	U-3-FLE-6-4	
Pragmatics in Language Learning and Teaching	2	1	選択	講義	前期	U-3-FLE-6-5	
Second Language Teacher Education	2	1	選択	講義	前期	U-3-FLE-6-6	
Communication Studies	2	1	選択	講義	後期	U-3-SLN-6-1	
Language, Power & Identity	2	1	選択	講義	前期	U-3-SLN-6-2	
Global Communicative Competence Studies	2	1	選択	講義	後期	U-3-SLN-6-3	
Global History	2	1	選択	講義	前期	U-3-HIS-6-1	
Global Ethics	2	1	選択	講義	後期	U-3-INR-6-1	

※注「通訳・翻訳研究A」「通訳・翻訳研究B」は、国際学部科目との合併開講となる為、本学国際学部出身者で学部生の際に単位修得した者は、履修できません。

【言語コミュニケーション専攻修了要件】

以下の全ての要件を満たすこと。

科目群	修了要件単位数	備考
基礎科目	4単位必修	Research Methods A・B（各2単位）
演習科目	8単位必修	言語コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅳ（各2単位）
応用科目	20単位以上	
修士論文	—	修士論文を提出し、審査に合格すること。
合計	32単位以上	

【他専攻の科目受講について】

言語コミュニケーション専攻の学生は、国際文化学専攻、グローバルスタディーズ専攻の応用科目についても履修することができます。成績評価がなされ、成績表には記載されますが、修了要件には算入されない随意科目として扱われます。

4. アジア・アフリカ総合研究プログラム科目一覧及び修了要件

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、法学研究科・経済学研究科・国際学研究科の3つの研究科が共同で運営する、大学院修士課程プログラムです。それぞれの研究科から、アジア・アフリカ地域研究の専門家を中心とする教員が共通プログラムに参加し、学生を指導します。

国際学研究科においては、国際文化学専攻の学生のみ、本プログラムに参加することができます。

プログラムを修了した学生は、所属する研究科の修士号（法学修士・経済学修士・国際文化学修士）とプログラムの修了証（Certificate of Completion of Graduate Program in Asian and African Studies）を取得することができます。例えば、国際学研究科においてプログラムを修了した学生には、国際文化学修士号とプログラム修了証が授与されます。

※ 詳細はパンフレット・ホームページ等を参照してください。

※ プログラムに参加するには、入学当初に当プログラムへの登録が必要です。

※ 他研究科開設の科目内容については、龍谷大学ポータルサイトからWebシラバスを参照してください。

【アジア・アフリカ総合研究プログラム科目一覧】

科目区分	科目名	単位数	配当年次	開講研究科	
特別演習	アジアアフリカ総合研究特別演習	2	1	国際学	
地域研究科目	アジアⅠ	アジア経済史研究	2	1	経済学
		アジア政治論研究	2	1	法学
		日本経済論研究	2	1	経済学
		中国経済論研究 ※英語開講	2	1	経済学
		日本研究A	2	1	国際学
		共生社会研究A	2	1	国際学
		言語文化研究A	2	1	国際学
		言語文化研究B	2	1	国際学
		宗教文化研究B	2	1	国際学
		芸術・メディア研究A	2	1	国際学
		芸術・メディア研究B	2	1	国際学
		特殊研究 (Asian Politics)	2	1	法学
	アジアⅡ	アジア経済論研究	2	1	経済学
		中東政治論研究	2	1	法学
	アフリカ	アフリカ政治論研究	2	1	法学
		アフリカ経済論研究	2	1	経済学
		アフリカ社会論研究	2	1	法学
		特殊研究 (African Politics)	2	1	法学
	総合研究科目	政治分野	国際政治経済学研究	2	1
比較政治論研究			2	1	法学
国家・民族論研究			2	1	法学
平和・紛争論研究			2	1	法学
外交政策論研究			2	1	法学
開発援助論研究			2	1	法学
国際法研究Ⅰ			2	1	法学
国際人権法研究Ⅱ			2	1	法学
国際環境法研究Ⅰ			2	1	法学
特殊研究 (Comparative Politics)			2	1	法学

	特殊研究 (International Human Rights Law II)	2	1	法学
経済分野	民際学概論	2	1	経済学
	民際学理論研究	2	1	経済学
	経済協力論研究	2	1	経済学
	環境経済論研究	2	1	経済学
	国際地域経済研究	2	1	経済学
	農業経済論研究	2	1	経済学
	フィールド調査研究	2	1	経済学
	開発経済学研究	2	1	経済学
文化社会分野	特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	2	1	法学
	特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	2	1	法学
	特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	2	1	法学
	特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	1	法学
	日本研究B	2	1	国際学
	共生社会研究B	2	1	国際学
	宗教文化研究A	2	1	国際学

【アジア・アフリカ総合研究プログラム修了要件】

国際文化学専攻の修了要件と併せ、以下の要件を満たすこと。

1. 特別演習2単位「アジアアフリカ総合研究特別演習」（2単位）
2. プログラム科目（地域研究科目＋総合研究科目）10単位
（このうち、地域研究科目から4単位以上履修のこと。）

なお、当プログラムを履修するためには入学時に登録が必要です。当プログラムに入学当初登録していない国際学研究科修士課程学生は、通常の修士課程学生として上記科目を履修できますが、他研究科の当プログラム科目を履修する場合は「龍谷大学大学院学則」第9条による受講となります。また、入学当初に登録していない場合は、当プログラムの修了要件を満たしてもプログラムの修了はできません。

修士論文の提出要領について

1. 修士論文計画書（論文題目含む）計画書は、第3セメスターの研究科が定めた期日に、所定の様式にて提出してください。また、題目変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

○修士論文計画書提出期日：

4月入学生：4月中旬～5月中旬

9月入学生：9月中旬～10月中旬

※詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

2. 論文提出は、指導教員の認可（認印）を必要とし、研究科の定めた期日に提出してください。

○修士論文提出期日：

9月修了：6月中旬

3月修了：1月初旬

※詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

※ 論文提出時に、宣誓書（様式指定）もあわせて提出してください。

論文への指導教員認印及び修士論文題目変更届（変更のある場合のみ）に関しては9月修了の場合は論文提出期間の2週間前までに、3月修了の場合は12月の冬期休業前までをそれぞれ目処に、承認を受けること。

3. 論文作成は、次の指定規格様式に従ってください。

<指定規格様式>

- 用紙：A4サイズ、上質紙（白／感熱紙不可）、黒字印刷
- 書式：1行40字×30行（1頁：1,200字詰）横書き、20,000字以上を標準とする。
- マージン：上および左右の余白20mm、下余白25mm
- 頁番号：下中央（用紙下端より10mm程度の位置）

英文等での提出の場合は、12ポイント、10,000words以上、その他は上記様式に準じます。

4. 修士論文は、各専攻、原則として以下の言語を用いて書くものとします。ただし、指導教員が適切であると認め、研究科委員会が認めた場合には、他の言語を用いて書くことができます。

IC専攻：日本語

GS専攻：英語

LC専攻：英語

5. 参考文献目録、付図、付表等は、論文の必要字数に算入しません。

6. 論文には、表紙（様式指定）をつけ、指導教員の認印を受けてください。また、表紙に記載する論文題目（副題も含む）は、和文・英文ともに記載してください（英文証明書作成の際に必要となります）。

7. 論文には、必ずその要旨を日本語800字程度（様式指定／英語の場合400words程度）にまとめて添付してください。

8. 提出部数は、表紙・要旨・論文とも各4部とします（それぞれ3部コピー可）。なお、提出した論文は返却しませんので、各自控えを保管しておいてください。

9. 提出の際は、表紙・要旨・論文の順にファイルに綴って提出してください。**ファイルは国際学部教務課にて貸し出します。**

10. 提出された論文は、大学で製本・保管し、公開を原則とします。

11. 論文は、大学院生自身の進路や意図を問わず、社会的に十分通用するものでなければなりません。

12. 原則として、IC専攻の方は「リサーチセミナーA・B」、GS専攻の方は「Research Seminar A・B・C・D」、LC専攻の方は「Research Methods A・B」講義内にて、修士論文中間研究発表、修士論文最終研究発表をしていただきます。ただし、年度により変更となる場合があります。当該年度に修士論文を提出する大学院生は、担当教員の指示に従ってください。

13. 修士論文の口述試験は、3月修了の場合は1～2月に、9月修了の場合は7月に予定しています。対象の大学院生は、指導教員からの出校通知に対応できるようにしておいてください。

14. 修士論文の優秀論文発表会を、3月修了の場合は2月～3月に、9月修了の場合は8～9月に予定しています。指導教員からの出校通知に対応できるようにしておいてください。

以上をふまえ、「龍谷大学大学院国際学研究科学位論文に関する規程」を熟読してください。また、あわせて、「修士学位取得のためのガイドライン」を確認してください。

9月修了の取扱いについて

1. 修了資格

下記の2つの条件を満たした者は、9月修了を認められることができる。

- (1) 所定の期間在学し、定められた単位を修得していること。

(2) 修士論文を提出し、研究科委員会において合格の認定を受けていること。

2. 修了日付

この取扱による修了日付は、9月30日とする。

3. 学位記の書式

学位記の書式は、通常の修了の際のそれと同一とする。

付記事項

9月修了学生の学費は、前期分のみとする。

「長期履修学生制度」について

2014年度入学生からを対象とし、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修学生制度」を設けています。

○対象課程

修士課程及び博士後期課程

○対象者

長期履修学生となることを希望できるのは、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する方です。

① 職業を有している者

② 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者

③ その他当該研究科が相当な事情があると認めたる者

※ ただし、外国人留学生、地域人材育成学費援助奨学生は対象としません。

○長期履修期間

修士課程、博士後期課程のいずれも上限6年

○申請期間及び方法

長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに教務課に必要書類を提出して下さい。ただし、修了年度の申請は不可です。

○申請期間の変更

原則、申請のあった履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を教務課に提出して下さい。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行って下さい。

○審査方法（新規申請及び変更）

提出された申請書類等をもとに、当該研究科委員会で審査の上決定します。

○学費等の納入方法

長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。

※ 学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

以上

修士課程の中間発表・最終発表におけるレジュメの作成方法

国際学研究科委員会

国際学研究科大学院カリキュラム委員会

中間発表会および最終発表の目的は、修士課程2年目の学生が、研究科全体に対してそれぞれの研究の進み具合を報告することにある。学生による発表がよりスムーズに行われ、また、教員からより多くのコメントがもらえるために、以下のような形でレジュメを作ることとする。

レジュメの内容

中間発表会は研究の進み具合を報告することが第一の目的であり、研究で取り組むべき問題が明らかになっている必要がある。この時点までに、予備的研究がすでに行われ、研究資料の収集やフィールドワークが開始されていることが望ましい。また、発表では、研究の上での「今後の課題」についても説明することが望まれる。

最終発表は2年間の研究の総まとめとして研究成果の報告を行うことが目的である。特に、これまでの研究成果に関する説明と、研究結果の学問的意味づけについても説明があることが望まれる。

望ましいレジュメの体裁

レジュメを作成するか、パワーポイント等のスライドを適宜印刷して配布するかのどちらか一方を指導教員と相談の上で適宜選択すれば良い。いずれの場合も、以下のような内容を含んでいると、配布物としては有効であろう。

- (1) 研究題目（主題・副題）、氏名、E-メールアドレス、指導教員名、副指導教員名、日付
- (2) 発表項目（論文の目次に相当）
- (3) 研究課題（または仮説）の説明
- (4) 研究方法
- (5) 結果および考察
- (6) 結論（中間発表では暫定的結論）
- (7) 引用文献・参考文献

書式

レジュメないしパワーポイント等のスライド印刷のいずれの場合でも、枚数はA4用紙縦版で4ページ程度が望ましい。フォントやフォーマットについては、聴衆の視点で工夫すること。

レジュメ原稿の切日

レジュメ原稿はそれぞれの発表会の3日前を締め切りとする。教育支援システムに電子データで保存すること。

発表の方法

実際の発表ではパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを活用し、学会発表でよく行われるように、グラフ、写真、地図、アンケート結果などをスクリーンに映して説明すると、効果的なプレゼンテーションとなる。

発表の時間は20分、質疑応答も含めて全体で45分とする。

[質問・不明点などがあれば、指導教員、研究科教務主任、または事務担当者に尋ねること。]

「京都・宗教系大学院連合」単位互換

「京都・宗教系大学院連合」は、大谷大学大学院、高野山大学大学院、種智院大学、同志社大学大学院、花園大学大学院、佛教大学大学院、皇學館大学大学院、龍谷大学大学院（文学研究科・実践真宗学研究科・国際学研究科）が加盟しています。

京都を中心とした宗教系大学の大学院が、それぞれの宗教や宗派の特色を生かし、単位互換を実施しています。詳細については、別に配布する「京都・宗教系大学院連合」のパンフレットを参照してください。

なお、履修した授業科目は、原則として随意科目での単位認定とし、定められた上限単位を超えない範囲で本学国際学研究科において履修したものとみなします（大学院学則第9条第1項および第2項参照）。

※ 詳細は国際学部教務課にお尋ねください。

（履修登録方法）

前期の履修登録期間に、国際学部教務課で配布する『「京都・宗教系大学院連合」単位互換履修出願票』に必要事項を記入し、提出してください。通年登録のため、前期開講分・後期開講分を一度に登録してください。後期での登録修正はできませんので、計画的に履修登録

してください。

教育課程（博士後期課程）

博士学位取得のためのガイドライン

1. 国際学研究科（博士後期課程）で授与する学位

博士：

国際文化学＜ Doctor of Intercultural Communication ＞

グローバルスタディーズ＜ Doctor of Global Studies ＞

2. 学位授与までのプロセス

博士後期課程学位授与までのプロセス（研究指導・審査スケジュール）

年次	セメスター	時期	内 容	主な研究活動	指導内容
1 年 次	1 セメ	4 月	入学式	研究の論理的枠組みの構築	教員による履修計画及び演習教員選定への助言
			履修説明会・履修登録指導期間 履修登録 演習指導教員選定届の提出		
	2 セメ	1 月	研究計画書の提出 研究経過報告書の提出	基礎的資料・データの収集、整理	指導教員・副指導教員の選定 研究指導計画書の策定・共有
2 年 次	3 セメ	4 月	履修登録		
	4 セメ	1 月	研究経過報告書の提出		研究指導計画書の策定・共有
			1 月以降	博士論文提出資格試験の受験	
3 年 次	5 セメ	4 月	履修登録	関連学会等での研究発表	
		4 月以降	公開研究発表		公開研究発表に対する助言
	6 セメ	11 月	博士論文の提出		博士論文提出への助言
		1 月以降	受理審査 本審査・論文審査会 (審査は最長 1 年間)	学会誌等への論文投稿	
		3 月	学位授与式		

3. 博士後期課程に関するスケジュール

(1) 演習指導教員選定届【第1セメスター】

国際学研究科では、学生の多様なニーズに対応できるよう、主指導教員と副指導教員による複数指導体制を整備しています。学生の皆さんが多角的な視野から主体的に学びや研究を深めていけるよう指導教員が中心となりサポートしていきます。

第1 Semester履修登録の際に「演習指導教員選定届（主指導教員と副指導教員）」を提出してください。選定届を提出する前に、必ず主・副指導を希望する当該教員に相談し、了承を得ておく必要があります。

「演習指導教員選定届」に記入した教員が各 Semester（第1～第6 Semester）の演習指導教員になります。

（提出期間）

4月入学生：入学後5日間程度

9月入学生：入学式前

※ 詳細な日程は新入生オリエンテーションもしくはそれ以前にメール等にてお知らせします。

（2）研究計画書の提出【第1 Semester】

博士論文の作成に関する研究計画書について、第1 Semesterの定められた期間内に提出してください。

（提出期間）

4月入学生：4月中旬～5月中旬

9月入学生：9月下旬～10月中旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

※研究指導上、第1 Semesterでの提出がおこなえない場合は、指導教員から別途指示を受けた期間に提出してください。

（3）研究経過報告書の提出【第2・第4 Semester】

博士後期課程における1年間の研究経過をまとめた「研究経過報告書」について、第2 Semesterおよび第4 Semesterの終了までの定められた期間に提出してください。

（提出期間）

4月入学生：12月中旬～1月中旬

9月入学生：6月下旬～7月中旬

※ 詳細な日程はmanabaにてお知らせします。

※研究指導上、第2・第4 Semesterでの提出がおこなえない場合は、指導教員から別途指示を受けた期間に提出してください。

（4）博士論文提出資格試験の受験【第4 Semester以降】

博士論文提出の要件である、博士論文提出資格試験について、第4 Semester終了以降の定められた期日に受験してください。

（受験期間）

4月入学生：1月以降

9月入学生：7月以降

※試験受験に関する詳細は、指導教員と相談の上決定します。また、研究指導上、第4 Semester終了以降の受験ができない場合は、指導教員から別途指示を受けた期間に受験してください。

（5）公開研究発表について【第5 Semester以降】

博士論文提出の要件である、公開研究発表について、第5 Semester以降に実施してください。

（実施期間）

4月入学生：4月以降

9月入学生：9月以降

※研究発表に関する詳細は、指導教員と相談の上決定します。また、研究指導上、第5セメスター以降に研究発表ができない場合は、指導教員から別途指示を受けた期間に実施してください。

(6) 博士論文の提出【第6セメスター】

博士後期課程の修了に必要な博士論文について、第6セメスターの定められた期日に提出してください。提出にあたっては「博士論文の提出要領について」や関連する「諸規程」等を必ず確認してください。

(提出期日)

9月修了：5月末日

3月修了：11月末日

※ 土・日・祝除く、17：00まで。

- ※ 研究指導上、第6セメスターに博士論文提出をおこなわない場合、指導教員と以降の研究計画について相談してください。
- ※ 上記の他、研究指導上必要となる提出書類については、授業担当教員や指導教員、国際学部教務課等から別途指示があります。
- ※ 提出期間や提出物等については、manaba、ポータルサイト等で必ず確認してください。内容等が変更となる場合は、manaba、ポータルサイト等を通じて周知します。
- ※ 休学歴のある学生は、上記の提出期間から休学期間を考慮の上、該当するセメスターで提出してください。

4. 博士後期課程修了要件

IC専攻：演習12単位を修得し、博士論文の審査に合格しなければならない。

GS専攻：Thesis Seminar12単位およびPhD Research Seminar2単位を修得し、博士論文の審査に合格しなければならない。

修了するために履修すべき科目については、「教育課程」を参照のこと。

5. 博士論文に求められる要件

博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを立証するに足るものでなければならない（大学院学則第13条5項）。

とりわけ、以下の点に留意した博士論文が求められる。

1) 学問的意義	論文のテーマに本研究科における学問的意義が認められること。またその意義についての認識が明確に示されていること。
2) 問題設定の適切性	論文のテーマを探求するために適切な問題設定がなされていること。
3) 論旨の一貫性	論文の記述が整合的で一貫しており、矛盾や混乱がないこと
4) 方法の妥当性	論文のテーマや問題設定にふさわしい研究方法が用いられていること。また文献資料・データの取り扱いや分析方法が適切であること。
5) 先行研究の十分な検討	論文のテーマや問題設定にとって必要と考えられる先行研究・関連文献を十分に踏まえていること。
6) 独創性・新規性	論文のテーマ、問題設定、研究方法、論旨などにおいて、自立した研究者として十分な独創性・新規性が認められること。
7) 専門性	当該研究分野における高度の専門的知識を活用したものと認められること。
8) 学際性	本研究科における研究が本来的に有する広汎性を認識し、広く社会に向けて発信する姿勢が認められること。
9) 資質・将来性の表出	論文の総体が、自立した国際文化学研究者としての資質・将来性を感じさせるものとなっていること。
10) 形式	文献引用などが適切に処理され、学術論文としての形式が整っていること。

6. 博士論文の提出資格要件について

(1) 修了要件単位について

博士後期課程の修了要件である科目の必要単位を修得した者、または修得見込みの者

(2) 研究計画書について

指導教員の指導のもと、学位論文題目及び研究の意義、内容、方法、参考文献等を記述した研究計画書を作成のうえ提出し、研究科委員会の承認を得なければならない。

(3) 博士論文提出資格試験について

以下の2種の資格試験に合格しなければならない。

(第1種) 博士論文研究計画を中心とする試験

(第2種) 研究に必要な外国語試験

(4) 研究発表について

研究科が主催する公開の研究発表会において、博士論文の研究内容を報告しなければならない。

(5) 著作・論文の発表について

過去において、一定の条件を満たす著作・論文を発表しなくてはならない。(詳しくは「龍谷大学大学院 国際学研究科 学位論文に関する規程」の「第2章 博士論文」を参照)

7. 学位審査（博士）の概要

博士後期課程を修了し、博士学位を得ようとする者は、前項の諸要件に加え、博士論文に関する以下の要件を満たさなければならない。

(1) 博士論文の提出

指導教員から承認を受けた博士論文を、研究科が指定する期日までに所定の書類等を添えて提出し、審査を受けなければならない。

(2) 博士論文の受理

諸要件を満たして提出された博士論文について、研究科委員会は受理委員会を構成し、博士論文の受理について審査する。

受理委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会において論文の受理について審議し、学長が受理する。

(3) 審査委員会

受理された博士論文について、研究科委員会は審査委員会を構成し、論文審査をおこなう。審査委員会は論文内容ならびに関連資料等の検討をおこない、口述試験を実施する。審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告する。

(4) 修了判定

研究科委員会は審査委員会からの報告を受け、博士後期課程の修了について議決し、議決を学長に報告する。報告を受けた学長は、大学院委員会において課程修了の可否について決定し、修了可とした者に博士学位を授与する。

8. 修了判定後の博士論文の取扱いについて

修了が可となった博士論文については製本され、学内外の諸機関にて保存し、閲覧に供するものとする。また、製本1部を提出者に返却する。

なお、学位を授与された博士論文については、論文要旨および審査結果の要旨を公表するものとする。

9. 関連規程

「諸規程」を参照すること。

※博士論文の提出や審査等については、関連する諸規程（龍谷大学大学院学則、龍大学学位規程、国際学研究科学位論文に関する規程等）

にもとづき取り扱われます。詳細は、関連規程にて確認するようにしてください。

10. 博士論文に関する各種様式

(1) 博士論文研究計画書表紙

(2) 学位論文審査願

(3) 博士論文表紙

20XX年度 博士論文研究計画書 20XX年X月X日提出	
論文題目	
科 題	
国際学研究科 博士後期課程 博士 卒業生	
氏 名	印 字 番 号
指導教員	印
提 出	提出名称 氏 名 表裏併く
龍谷大学国際学研究科	

年 月 日 学位論文審査願 龍谷大学長 殿 本学学位規定第3条3項の規程により、論文に論文要旨などを添えて博士（国際文化学）の学位授与の論文審査をお願いします。	
アノミナ	印
生 年 月 日	
本籍地または国	
論 文 題 目	

20XX年度 大学院 国際学研究科 博 士 論 文	
論文題目	[和文]
	[英文]
科 題	[和文]
	[英文]
大学院 国際学研究科 学位 博士後期課程 学 籍 番 号 印 字 番 号 提 出 名 称 指導教員(主) 印 指導教員(副) 印	
龍 谷 大 学	

提出書類様式は、manaba course「国際学研究科・共通コース」のコースコンテンツからダウンロードしてください。

11. 博士後期課程単位取得満期退学後の学位論文提出について

(2019年度以降博士後期課程入学生対象)

博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のために再入学を願出することができます。ただし、再入学できる期間（学期）は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできません。

その場合の学費は、論文審査在籍料（30,000円<先端理工学研究科は40,000円>）のみとします。

詳細については、国際学部教務課へ問い合わせてください。

【龍谷大学大学院学則】

第29条

3 本条第1項によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出することができる。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできない。

第38条

10 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学し、課程修了のための学位論文提出のためにさらに入学した者の学費は、論文審査在籍料のみとし、その額は30,000円とする。ただし、先端理工学研究科の論文審査在籍料は40,000円とする。

【龍谷大学学位規程】

第4条 第3条第3項に規定する課程を修了するための学位論文は、博士後期課程に在学し、提出するものとする。

【学位論文提出のための再入学】

	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		
	1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	9セメ	10セメ	11セメ	12セメ	13セメ	14セメ	15セメ	16セメ	
博士在学 3年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (1年:Lのみ)	論文審査 在籍 (半年)	再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)				
博士在学 3.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)	再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)				
博士在学 4年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)	再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)			
博士在学 4.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)	再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)		
博士在学 5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (1年:Lのみ)	論文審査 在籍 (半年)	

- ※ 単位取得満期退学後、再入学までの間、必ず2年の間隔を空けなければならないものではありません（退学した翌学期から起算して5学期以内であれば再入学可能）。
- ※ 単位取得満期退学後、必ず研究生等で在籍を継続しなければならないものではありません。
- ※ 「学位論文提出のための再入学」を行うためには、「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願し、合格する必要があります。
- ※ 「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願できるのは、博士後期課程の通算在学年数が5年以内の者に限ります。

教育課程

1. 授業科目

(1) 国際文化学専攻

科目名	配当セメスター	単位数
演習Ⅰ	第1セメスター	2
演習Ⅱ	第2セメスター	2
演習Ⅲ	第3セメスター	2
演習Ⅳ	第4セメスター	2
演習Ⅴ	第5セメスター	2
演習Ⅵ	第6セメスター	2

(2) グローバルスタディーズ専攻

科目名	配当セメスター	単位数
PhD Research Seminar	第1セメスター	2
Thesis Seminar I	第1セメスター	2
Thesis Seminar II	第2セメスター	2
Thesis Seminar III	第3セメスター	2
Thesis Seminar IV	第4セメスター	2

Thesis Seminar V	第5セメスター	2
Thesis Seminar VI	第6セメスター	2

2. 博士後期課程修了要件

- (1) 以下の単位を修得すること。
I C専攻：「演習Ⅰ～Ⅵ」（各2単位）の合計12単位（必修）。
G S専攻：PhD Reserach Seminar（2単位）および「Thesis SeminarⅠ～Ⅵ」（各2単位）の合計14単位（必修）。
- (2) 博士論文提出資格試験に合格し、研究科の主催する公開の研究発表会を行うこと。
- (3) 所定の期限までに博士論文を提出し、博士論文の審査に合格すること。

以上、(1)～(3)の全てを満たすこと。

3. 課程修了の認定

大学院設置基準第17条および龍谷大学大学院学則第5章に基づき、課程修了の認定を行います。

4. 学位の授与

博士（後期）課程を修了した者には、学校教育法第68条の2、学位規則第4条、龍谷大学大学院学則第6章に基づき、「博士（国際文化学）」または「博士（グローバルスタディーズ）」の学位を授与します。

国際学研究科博士後期課程研究指導要領

博士後期課程における研究指導

1. 指導教授の選定・研究指導

- (1) 研究科生は、研究内容に応じて、指導教員を選ばなければならない。
- (2) 研究経過報告書を指導教員に毎年次提出させ、毎年次その評価を行う。指導教員は研究経過報告書をもとに博士論文の作成指導を行う。
- (3) 研究科生は、指導教員と協議の上、必要な場合は副指導教員を選び、その指導を受けることができる。その場合は、研究科委員会の承認を得なければならない。
- (4) 指導教員の転任・退職、研究題目の変更等の事由がある場合には、指導教員の変更が認められる。指導教員を変更しようとする者は、指導教員の同意を得た上、研究科委員会の承認を得なければならない。

2. 博士論文研究計画書の作成と承認

- (1) 博士論文作成にあたっては、指導教員の指導のもとで、研究の目的・内容・方法・参考文献等を記述した博士論文研究計画書を作成しなければならない。
- (2) 研究計画書は、指導教員の同意を得て、研究科委員会の承認を得なければならない。

3. 博士論文提出資格試験

- (1) 博士論文を提出するためには、博士論文提出資格試験に合格しなければならない。
- (2) 博士論文提出資格試験は、次の2種を実施する。
（第一種）博士論文研究計画を中心とする試験
（第二種）研究に必要な外国語試験

4. 博士論文作成に対する研究指導

- (1) 博士論文提出資格を得た者は、指導教員のもとで必要な研究を行い、論文を作成するものとする。
- (2) 指導教員は、その研究指導に必要と認めるときは、国際学研究科課程ならびに他の研究科の授業科目等の履修を課すことができる。
- (3) 博士論文提出資格を得た者は、必要ある場合には、指導教員の同意と研究科委員会の承認を得て、一定の期間に限り、国内外の研究機関等において研究することが認められる。
- (4) 博士論文提出資格を得た者は、研究科における公開の研究発表会において研究発表を行うものとする。

博士論文の提出要領について

1. 提出方法

論文提出は、指導教員の許可（認印）を必要とし、所定の様式により、研究委員会が指定した期日に提出してください。提出後の題目変更はないものとします。

(1) 提出期限日：11月末日（但し、9月修了の場合は5月末日）※土・日・祝除く、17：00まで。

(2) 提出書類等：

- ① 学位論文審査願 ※様式有り
- ② 履歴書・研究業績書 ※様式任意
- ③ 博士論文表紙 ※様式有り（指導教員の認印および和文・英文の題目記載が必要）
- ④ 博士論文要旨 ※用紙規格参照
- ⑤ 博士論文 ※用紙規格参照
- ⑥ 博士論文提出済届 ※様式有り
- ⑦ 審査手数料（龍谷大学学位規程第4条に該当する者）
- ⑧ 論文提出に際しての宣誓書 ※様式有り
- ⑨ 「学位論文に関する規程」に定められた条件を満たす著作・論文の写し

以上の①～⑤を各4部（それぞれ3部コピー可）提出してください。⑥～⑨は1部で構いません。

①～⑤の書類は、順に1セット単位にファイリングして、4セット提出してください（ファイルは国際学部教務課にて貸し出します）。

提出された書類は返却いたしません。なお、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

2. 用紙規格

(1) 博士論文要旨

- 用紙：A4サイズ、縦版、横書き
- 字数：2,000字～4,000字程度
IC専攻は、日本語の博士論文要旨とすること。
1行40字×30行（1頁1,200字）
- マージン：上および左右の余白20mm、下余白25mm
- 頁番号：下中央（用紙下端より10mm程度の位置）

※ 参考文献目録、付図、付表などは、字数に算入しない。

※ IC専攻において題目が日本語以外の場合、日本語訳を付けることとする。

(1) 博士論文

- 用紙：A4サイズ、縦版、横書き
- 字数：制限なし
日本語の場合1行40字×30行（1頁1,200字）
アルファベットの場合、12ポイントの文字サイズを使用すること。
- マージン：上および左右の余白20mm、下余白25mm
- 頁番号：下中央（用紙下端より10mm程度の位置）

※ IC専攻において題目が日本語以外の場合、日本語訳を付けることとする。

なお、口述試験の日時・場所は、後日、提出者に通知いたします。

「龍谷大学大学院国際学研究科学位論文に関する規程」を熟読してください。

「長期履修学生制度」について

2014年度入学生からを対象とし、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修学生制度」を設けています。

○対象課程

修士課程及び博士後期課程

○対象者

長期履修学生となることを希望できるのは、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する方です。

- ① 職業を有している者
- ② 家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
- ③ その他当該研究科が相当な事情があると認めた者

※ ただし、外国人留学生、地域人材育成学費援助奨学生は対象としません。

○長期履修期間

修士課程、博士後期課程のいずれも上限6年

○申請期間及び方法

長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに教務課に必要書類を提出して下さい。ただし、修了年度の申請は不可です。

○申請期間の変更

原則、申請のあった履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を教務課に提出して下さい。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行って下さい。

○審査方法（新規申請及び変更）

提出された申請書類等をもとに、当該研究科委員会で審査の上決定します。

○学費等の納入方法

長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。

※ 学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

以上

特別専攻生・研究生・各種規程等

特別専攻生・研究生について

大学院国際学研究科では、教育課程を修了または退学した後に、龍谷大学大学院学則に基づく「特別専攻生」および「研究生」として、研究を継続することができます。

研究の継続を希望する者は、「特別専攻生規程」および「研究生」に関する規程を熟読の上、以下のとおり手続きしてください。

1. 応募資格

- (1) 「特別専攻生」の応募資格は、本学国際学研究科修士課程または博士後期課程の修了者で、さらに研究の継続を希望する者です。
- (2) 「研究生」の応募資格は、本学国際学研究科博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者です。

2. 申込期間

(2025年度・後期) 2025年6月中旬から7月初旬

(2026年度・前期) 2026年1月中旬～2月上旬

3. 申込場所

国際学部教務課

4. 留意事項

- (1) 申込期間に、manaba course「国際学研究科・共通コース」のコースコンテンツにある所定の「特別専攻生願書」または「研究生願書」を提出してください。
- (2) 「特別専攻生願書」または「研究生願書」には、写真・研究指導を受ける教員の所見、その指導教員の署名捺印が必要です。
- (3) 願書受付終了後、申込者に対する審査をおこない、「特別専攻生」または「研究生」として許可する者の判定結果を掲示にて発表します。必ず確認してください。
- (4) 判定の結果、「特別専攻生」または「研究生」と許可された者は、指定された期間に証明書発行サービス申請にて、研修費10,000円（1学期分）または20,000円（1学年分）を購入してください。
- (5) 留学生については、「特別専攻生」または「研究生」となり、アルバイトを行う場合は、必ず「資格外活動許可書」を取得してください。
- (6) さらに研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができます。ただし、通算して3年（特別専攻生の博士後期課程修了者は5年）を越えることはできません。

◇利用できる設備等

- 図書館利用内容は大学院生と同様です。
- パソコン実習室を使用できます。ID取得などは、情報メディアセンター事務部が窓口となります。
- 学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は交付できません。

◇学位授与の申請について

- 研究生は博士論文作成のために研究継続を希望する方のための制度ですが、研究生が申請できるのは龍谷大学学位規程第3条第4項（論文博士）の学位です。学位規程第3条第3項の学位（課程博士）授与を希望する方は、博士後期課程に再入学する必要があります。

諸規程

龍谷大学大学院 国際学研究科 学位論文に関する規程

制定2019年3月15日

この規程は、龍谷大学大学院国際学研究所修士・博士後期両課程における研究指導と学位論文の作成・提出・審査などについて定めたものである。

ただし、本学大学院学則第17条第3項または本学学位規程第3条第4項に規定された博士学位論文（いわゆる論文博士）に関しては、「龍谷大学学位規程」によるものとする。

第1章 修士論文

第1節 研究指導

（指導教員）

第1条 修士課程の学生は、第1セメスター開始時に指導教員1名を選ばなければならない。

2 指導教員については、当該教員の承諾を得た上で、所定の様式により研究科委員会が定めた期日までに届け出を行い、研究科委員会の承認を得なければならない。

（副指導教員）

第2条 副指導教員については、研究科委員会が当該学生の指導教員に諮った上で人選し、各学生について1名以上を指名する。副指導教員は、当該学生の指導において指導教員と意見交換しながら、これを補佐する。

（指導教員・副指導教員の変更）

第3条 指導教員を変更しようとする者は、新・旧指導教員の承認を得た上で、所定の様式により届け出を行い、研究科委員会の承認を得なければならない。変更の期限は、原則として第1セメスターまでとする。

2 副指導教員の変更については、研究科委員会が当該学生の指導教員に諮った上で人選し、決定する。

（研究経過報告書・修士論文計画書）

第4条 修士課程の学生は、研究活動を記述した「研究経過報告書」を作成し、第2セメスター終了時までに指導教員に提出しなければならない。

2 修士課程の学生は、指導教員の指導のもとに、学位論文予定題目および研究の内容・方法・参考文献・発表予定などの概要を記述した「修士論文計画書」を作成し、第3セメスター開始時に指導教員に提出しなければならない。修士論文計画に大幅な変更を加える必要が生じた場合には、その都度指導教員に報告しなければならない。

3 「研究経過報告書」および「修士論文計画書」は、指導教員が研究科委員会に報告し、その承認を得るものとする。

第2節 学位論文の内容・様式及び提出手続き

（学位論文の内容）

第5条 修士課程の修了要件としての学位論文は、本学大学院学則第12条4項に規定された内容を具備したものでなければならない。

（論文の提出資格）

第6条 修士課程の学生が、修士論文を提出するためには、次の各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 所定の単位を修得した者または修得見込みの者
- (2) 「研究経過報告書」および「修士論文計画書」を提出し、研究科委員会の承認を得た者
- (3) 修士論文の提出期限以前に研究科の主催する修士論文最終発表会において発表した者

（修士論文の提出）

第7条 修士課程を修了しようとする者は、指導教員の承認を得た上で、修士論文、修士論文要旨各4部（3部はコピー可）および電子データを本学大学院学則第12条の規定により課程の修了が可能な学期で、研究科委員会が定めた期日に提出しなければならない。

2 修士論文の字数は、研究科所定の用紙規格にて日本語の場合は20,000字以上、英語の場合は10,000words以上を標準とし、修士論文要旨の字数は、研究科用紙規格にて日本語の場合は800字程度、英語の場合は400words程度とする。ただし、参考文献目録、付図、付表等は、字数に算入しない。

3 修士論文が日本語・英語以外の言語で書かれた場合には、論文及び同要旨の字数は前項に準じるものとする。

第3節 学位論文の審査

(学位論文の審査)

第8条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれを行う。

第9条 修士論文の審査委員会は、修士論文提出までに研究科委員の中から指導教員が推薦し、研究科委員会で承認された審査委員3名以上（うち1名は指導教員）によって構成される。

2 研究科委員会は、前項の規定に関わらず、必要に応じて学内外の専門家を修士論文の審査委員に選ぶことができる。

3 審査委員長は、審査委員会でこれを互選する。

(修士論文の審査方法)

第10条 修士論文の審査委員会は、論文内容の検討と口述試験の結果にもとづき、研究科が定める基準（S・A・B・C・D評価、Dは不合格）をもって当該論文を評価する。

(学長への報告)

第11条 研究科は、本学学位規程第10条第2項にもとづき、前条の議決を文章にて学長に報告しなければならない。

第4節 学位論文の公表

(学位論文の公表)

第12条 修士論文の内容は学術雑誌『龍谷大学大学院国際文化研究論集』掲載等によって印刷・公表されることを原則とする。

第2章 博士論文

第1節 研究指導

(指導教員)

第13条 博士後期課程の学生は、入学後すみやかに指導教員1名を選ばなければならない。

2 指導教員は、当該課程の演習を担当する専任教員であることを原則とする。演習を担当する専任教員は研究科委員会が定めることとする。

3 指導教員については、当該教員の承諾を得た上で、所定の様式により研究科委員会が定めた期日までに届け出を行い、研究科委員会の承認を得なければならない。

(副指導教員)

第14条 副指導教員については、研究科委員会が当該学生の指導教員に諮った上で人選し、各学生について1名以上を指名する。副指導教員は、当該学生の指導において指導教員と意見交換しながら、これを補佐する。

(指導教員・副指導教員の変更)

第15条 指導教員を変更しようとする者は、新・旧指導教員の承諾を得た上で、所定の様式により届け出を行い、研究科委員会の承認を得なければならない。

2 副指導教員の変更については、研究科委員会が当該学生の指導教員に諮った上で人選し、決定する。

(研究計画書)

第16条 博士後期課程の学生は、指導教員の指導のもとに、学位論文予定題目及び研究の意義・内容・方法・参考文献などを記述した「研究計画書」を作成し、指導教員の同意を得て提出しなければならない。研究計画に大幅な変更を加える必要が生じた場合には、その都度指導教員に報告しなければならない。

2 「研究計画書」は、指導教員が研究科委員会に報告し、その承認を得るものとする。

第2節 学位論文の内容・様式及び提出手続き

(学位論文の内容)

第17条 博士後期課程の修了要件としての学位論文は、本学大学院学則第13条5項に規定された内容を具備したものでなければならない。

(論文の提出資格)

第18条 博士後期課程の学生が、博士論文を提出するためには、次の各号のすべてを満たしているものとする。

- (1) 所定の単位を修得した者または修得見込み者
- (2) 第13条の「研究計画書」の承認を得た者
- (3) 本研究科博士後期課程に在学中または研究生の時に次の2つの博士論文提出資格試験に合格した者
 - ①第1種博士論文研究計画を中心とする試験
 - ②第2種研究に必要な外国語試験
- (4) 博士論文の研究内容を研究科の主催する公開の研究発表会において報告した者
- (5) 過去において以下の①～④に相当する著作1点以上を公表した者、または現在においてその発表が決定している者。
 - ①国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された単著論文
 - ②国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された、自らを筆頭著者とする共著論文
 - ③上記①②に準ずる水準と認められる、単著による学術的な著作
 - ④上記①②に準ずる水準と認められる、共著による学術的な著作において分担執筆した論文相当の著述

(博士論文の提出)

第19条 博士後期課程を修了しようとする者は、指導教員の承認を得た上で、学位論文審査願、博士論文、博士論文要旨、履歴書、研究業績書、前条第5項が要求する著作各4部（3部はコピー可）および電子データを本学大学院学則第13条の規定により課程の修了が可能な学期で研究科委員会が定めた期日に提出しなければならない。研究科長は、必要な場合、博士論文の提出者に対して、上記以外の資料の提出を求めることができる。

2 博士論文は、研究科所定の用紙規格にて作成し、字数の制限は設けない。博士論文要旨の字数は、研究科所定の用紙規格にて日本語で2,000字以上4,000字程度、英語で1,000words以上2,000words程度とする。

3 博士論文が日本語以外の言語で書かれた場合には、博士論文および同要旨の字数は前項に準じるものとする。ただし、それぞれの題目には、日本語訳を付けることとする。

4 本学学位規程第3条第4項による博士論文の提出には、研究科委員会委員3名からの推薦を必要とし、本条第1項に定める提出書類の他に、推薦者それぞれによる推薦書を提出しなければならない。この場合の論文等の提出期日は、本条第1項に定める期日と同日とする。

第3節 学位論文の受理および審査

(学位論文の受理)

第20条 前節の諸要件を満たした博士後期課程の学位論文が提出された場合、研究科委員会は受理委員会を設置し、論文受理に関する審査を行う。

2 受理委員会は研究科委員会委員3名以上によって構成される。受理委員には原則として指導教員または推薦者を含むものとする。

3 研究科委員会は、前項の規定に関わらず、必要に応じて学内外の専門家を受理委員に選ぶことができる。

4 受理委員会は、受理審査の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会にて受理の可否を決定する。研究科委員会の議を経た博士論文は、学長が受理する。

5 博士後期課程を退学し、かつ第15条の各号の要件をすべて満たす者で、本学学位規程第4条第2項により、研究生として在学し、所定の審査手数料を納めて論文を提出した者は、本学学位規程第3条第4項による学位を請求する論文を提出することができる。

(学位論文の審査)

第21条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれを行う。

(博士論文の審査委員会の構成)

第22条 博士論文の審査委員会は、研究科委員の中から選ばれた審査委員3名以上（うち1名は指導教員または推薦者）によって構成される。審査委員は、受理委員が兼ねることができる。

2 研究科委員会は、前項の規定に関わらず、必要に応じて学内外の専門家を博士論文の審査委員に選ぶことができる。

3 審査委員長は、審査委員会ですべてを互選する。

(博士論文の審査方法)

第23条 博士論文の審査委員会は、論文内容ならびに関連資料の検討と口述試験を行う。

(博士論文の可否の議決)

第24条 研究科委員会は、前条の審査委員会の審査結果の報告を受けて、本学学位規程第9条第2項、第3項および第4項にもとづいて当該論文の可否の議決を行わなければならない。

(学長への報告)

第25条 研究科は、本学学位規程第10条第2項にもとづき、前条の議決を文章にて学長に報告しなければならない。

第4節 学位論文の公表

(博士論文要旨・論文審査概要の公表)

第26条 本学学位規程第12条により、本学から博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の概要が公表される。

(学位論文の印刷公表)

第27条 本学学位規程第13条により、本学から博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から1年以内にその論文を印刷公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。また、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをもってかえることができる。この場合、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとされる。

付則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

付則 (第7条、第19条改正)

この規程は、2021年3月17日から施行する。

龍谷大学大学院 国際学研究科 学位論文審査委員選定基準に関する申し合わせ

制定2019年3月15日

1. 修士論文の審査委員は、修士以上の学位を有する者または過去において以下の①～④に相当する著作1点以上を公表した者でなければならない。

- ① 国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された単著論文
- ② 国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された、自らを筆頭著者とする共著論文
- ③ 上記①②に準ずる水準と認められる、単著による学術的な著作
- ④ 上記①②に準ずる水準と認められる、共著による学術的な著作において分担執筆した論文相当の著述

2. 博士論文の審査委員は、博士の学位を有する者または審査会の期日を起点として遡る過去10年の間に以下の①～④に相当する著作2点以上を公表した者でなければならない。

- ① 国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された単著論文
- ② 国際的または全国的規模の学会誌等に審査を経て掲載された、自らを筆頭著者とする共著論文
- ③ 上記①②に準ずる水準と認められる、単著による学術的な著作
- ④ 上記①②に準ずる水準と認められる、共著による学術的な著作において分担執筆した論文相当の著述

3. 上記1, 2における③④の著作の水準の認定は、研究科委員会がこれを行う。

付則

この申し合わせは、2019年4月1日から施行する。

龍谷大学大学院国際学研究科生の学部科目履修に関する内規

制定2019年3月15日

(資格)

第1条 龍谷大学大学院国際学研究科に在籍し、国際学部開設科目の履修を志願するものの取扱いはこの内規による。

(出願手続)

第2条 学部開設科目の履修を志す者は、所定の願書に受講希望科目を記入し、国際学部教務課を経て、国際学研究科長に提出する(科目等履修生の出願手続に従うこと)。

(許可)

第3条 国際学研究科長は、前条の願書を受け付けたときは、国際学研究科委員会の議にもとづき、国際学部教授会の承認を経て、これを科目等履修生として許可する。

ただし、学部開設科目の履修は、年間上限5科目(教職課程および資格取得課程は除く)とし、随意科目扱いとする(修了要件単位に算入しない)。

(履修料等)

第4条 履修料等は、1単位につき7,500円とし、単位の計算方法は学則に準じる。

(履修料等免除)

第5条 入学時に国際学研究科委員会が教育指導上、修了の条件として在学中に単位修得するように指定した学部開設科目は履修料等を免除する。ただし、随意科目扱いとする(修了要件単位に算入しない)。

(科目等履修料免除)

第6条 中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状を取得するに必要な科目を聴講する場合、教職に関する科目は履修料を免除し、教科に関する科目は有料とする。

ただし、教職専門科目「介護等体験」「教育実習指導ⅡA(教育実習：中一種免必修)」「教育実習指導ⅡB(教育実習：高一種免必修)」の履修は、龍谷大学科目等履修生出願要項に準ずる(教育実習費については別途納入するものとする)。

2 国際学部において設置されている資格取得課程(教職課程を除く)の科目履修については、必修科目のみ履修料を免除する(実習費については別途納入するものとする)。

(履修対象外科目)

第7条 国際学部の定めるところにより、履修対象外科目は次のとおりとする。

- (1) 「演習」「語学」関係の授業科目
- (2) 前項で定める科目の他、科目の性格上履修を認めない科目
- (3) 本研究科入学前に既に単位を修得している科目

(単位認定・証明書発行)

第8条 聴講した科目の試験に合格した者は、その科目の所定の単位を与え、願い出により証明書を発行する。

付則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

国際学研究科の大学院学則第9条の2に定める既修得科目の取り扱いに関する内規

制定2019年3月15日

一部改正2021年3月17日

第1条 龍谷大学大学院学則第9条の2の規定により、本学または他大学の大学院研究科を修了または退学し、国際学研究科に入学した者について教育上有益と認めるときには、すでに当該の大学院で修得した単位(以下「既修得単位という」)を国際学研究科において修得したものと認定することができる。

第2条 既修得単位の認定を希望する者は、単位認定願、認定を希望する科目が記載された学業成績証明書およびそのシラバスなどを指定の期日までに提出しなければならない。

第3条 既修得単位の認定は、15単位を上限とし、国際学研究科委員会の議により決定する。

第4条 認定対象科目は、当該学生の専攻を考慮し、国際学研究科教務主任および認定対象科目担当教員が協議の上、認められた科目に限る。

付則

この内規は、2019年4月1日から施行する。

付則（第3条改正）

この内規は、2021年4月1日から施行する。

令和2年度以前の入学生については、従前の内規が適用され、第3条の既修得単位の認定は、10単位を上限とする。

大学院国際学研究科特別専攻生規程

制定2018年12月19日

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規程により国際学研究科に特別専攻生制度をおく。

第2条 龍谷大学国際学研究科において特別専攻生として研究を継続できる者は、龍谷大学大学院国際学研究科の修士課程もしくは博士後期課程を修了した者、または国際文化学研究科の修士課程もしくは博士後期課程を修了した者で、さらに研究継続を希望する者とする。

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、国際学研究科長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の許可は、国際学研究科委員会にて行う。

第4条 特別専攻生の期間は、1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、通算して3年を越えることはできない。

第5条 特別専攻生は、研修費として1学期1万円を大学に納入しなければならない。

第6条 特別専攻生は、国際学研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 担当教員の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

第8条 特別専攻生については、国際学研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

1 この規程は、2019年1月1日から施行する。

「研究生」に関する規程

研究生の取扱いは、次の「大学院学則第9章の2」に定める研究生の項によります。

第36条の2 本学大学院博士後期課程に3年以上在学して退学した者で、さらに、大学院において博士論文作成のための研究継続を希望する者は、研究生として研究を継続することができる。

第36条の3 研究生となることを希望する者は、所定の願書に研究計画その他必要事項を記載し、当該研究科長に願出なければならない。

2 研究生は、当該研究科委員会の選考により、学長が決定する。

第36条の4 研究生の期間は、1学年間又は1学期間とする。

2 研究の継続を希望する者は、期間の更新を願出ることができる。ただし、通算して3年を超えることはできない。

第36条の5 研究生は、研修費として年額2万円を大学に納入しなければならない。ただし、理工学研究科については、年額3万円とする。

2 1学期間在籍の場合、研修費については、前項に定める年額の2分の1の金額を納入する。

第36条の6 研究生は、当該研究科委員会の定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- (1) 教授の指導を受けること。
- (2) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。
- (3) 大学院学生の研究を妨げない範囲で、特定の科目を聴講すること。

第36条の7 研究生には、身分証明書を交付する。

第36条の8 研究生については、別に定めるところによるほか、本学則を準用する。ただし、第17条はこれを除く。

学修生活

【1】学籍の取り扱い

1. 学籍とは

「学籍」とはその学校の在学者としての身分を意味する用語です。学籍は入学によって発生し、入学は大学が行った入学許可に対して学生の入学諸手続きが完了することにより成立します。学籍は卒業・修了により消滅します。

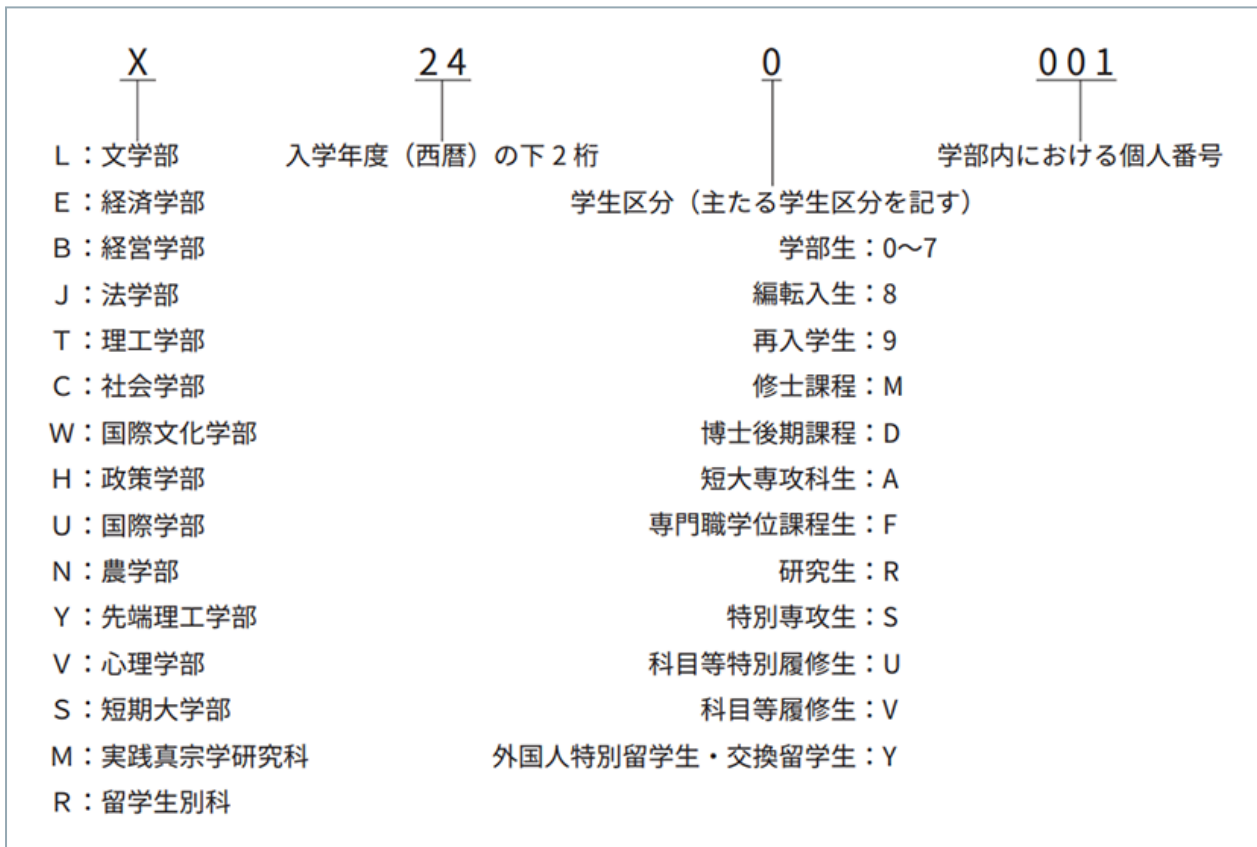
なお、休学期間、進級や卒業の時期等、学籍の取り扱いは1学年間（1年間）あるいは1学期間（半年間）のいずれかであり、クォーター単位の休学や学費納入等はできません（クォーターはあくまでも授業科目の開講方式の1つです）。

2. 学籍簿

(1) 学籍番号

入学と同時に、各個人に記号と数字を組み合わせた7桁の**学籍番号**が与えられます。在学中の学内における事務取扱は、すべてこの学籍番号により処理されます。学籍番号は卒業・修了後も変わらない当人固有の番号であり、本学在学中は身分証明証（学生証）の番号でもありますから、正確に記憶し、記入が必要な場合は省略せずに記入してください。

学籍番号の仕組み



このような仕組みになっているので、同姓同名者がいたとしても混同を防ぐ機能を持っています。

頭のアルファベット（学部等をあらわす）が記入されないと、他学部・研究科の学生と区別ができませんので注意してください。

(2) 学籍簿

学籍取得により、大学における在学関係を明確にするものとして、**学籍簿**（入学手続き時に各自がWeb入学手続にて登録）が編成されます。学籍簿に登録される事項（本人の現住所、保証人の現住所、学費の請求先等）は、基本的には本人であることの確認に必要な事項に限定されています。これら記載事項に変更が生じたときには直ちに所属学部教務課に届け出てください。

3. 学生証

学生証は、本学の学生であるという身分を証明するとともに、学生生活での諸手続きに際して本人であることを証明する大切なものです。

- (1) 学生証は常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。
 - ① 試験を受けるとき。
 - ② 各種証明書の発行を受けるとき。
 - ③ 通学定期乗車券の購入および学割証の交付を受けるとき。
 - ④ 龍谷大学保健管理センターを利用するとき。
 - ⑤ 図書館を利用するとき。
 - ⑥ その他、本人であることを確認することが必要なとき。
- (2) 入学時に交付した学生証は、卒業・修了するまで使用しますので大切に扱ってください。ただし、在籍を証明する「在籍確認シール」は、毎年学年始めに配付します。新しい「在籍確認シール」を受け取ったら（在学は、必ず前年度のシールをはがしたうえで）、速やかに新しいシールを貼ってください。
シールを重ねて貼ると、カードに登録されている情報が認識されず、図書館に入館できないなどのトラブルが発生することがあります。
なお、当該年度の「在籍確認シール」が貼られていない学生証は、無効として取り扱いますので注意してください。
- (3) 学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所属学部教務課にその内容を届け出てください。ただし、「在籍確認シール」に記載されている“通学区間情報”を変更する場合は、ポータルサイトの“連絡先・通学情報登録”画面にて変更のうえ、所属学部教務課で「在籍確認シール」の交付を受けてください。
- (4) 学生証を破損または紛失した場合は、直ちに所属学部教務課へ届け出てください。届け出は所定の「学生証再発行願」（紛失・破損届）に必要事項を記入・捺印のうえ提出してください。なお、紛失した場合は、直ちに最寄りの警察署（交番）・生協事務室に紛失届等の提出をしてください。
- (5) 学生証の再発行には、1,000円の手数料が必要です。証明書発行サービス（オンライン申請）で発行申請いただき、学内証明書発行用プリンターで学生証再発行願を出力した上で、所属の学部教務課窓口へ提出してください。学生証の再発行には、時間を要するので提出の際に確認ください。
- (6) 学生証を折り曲げたり汚したり磁気に近づけたりしないでください。
- (7) 学生証は他人に貸与または譲渡してはいけません。
- (8) 除籍・退学の場合または有効期限が過ぎた学生証は、速やかに所属学部教務課に返納してください。

4. 学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）する場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

(1) 退学

① 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願い出ることができますが、次の諸手続きが必要です。

ア、大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願い出てください。

イ、当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができません。したがって退学を願い出る資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、学部で個別に対応しますので相談してください）。

また、休学期間中の者も退学を願い出ることができますが、除籍となった者は、退学を願い出ることができません。

② 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

(2) 除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを**除籍**として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となるので、その事由は

学則により明記されています。

本学学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

- ① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。
- ② 在学し得る年数（通常の場合は修士課程：5年間、博士後期課程：6年間）以内に修了できないとき。
- ③ 休学期間を終えても復学できないとき。なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3ヶ月以上修学を中断しようとするときは、**休学**を願い出ることができます。

(1) 休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願い出ること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願い出ること。

(2) 休学期間

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。

1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに国際学部教務課窓口で大学所定の書類を提出してください。なお、受付は窓口の開室日に限ります。

- ② 休学期間の延長の必要がある場合は、さらに1学年間または1学期間の休学期間の延長を願い出ることができます。

課程	休学期間（連続・通算）について
修士課程	連続して2年、通算して2年を超えることができない。
博士後期課程	連続して2年、通算して3年を超えることができない。

(3) 休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料（50,000円（年間））を納入しなければなりません。

(4) 復学の願い出

休学者の休学事由が消滅したときは、願い出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。復学の願い出は、学期開始日の前1ヶ月以内になければなりません。

(5) 休学による学年進行

学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。

例えば1年生の時に第1学期もしくは第2学期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の一年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できない可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。

6. 再入学

- (1) 学則第19条により退学した者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に、入学を許可することがあります（学則第14条）。ただし、再入学を願い出たときが、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (2) 学則第20条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願い出たときは、原年次に入学を許可することがあります（学則第14条第2項）。ただし、再入学を願い出たときが除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (3) 休学期間の満了するまでに退学を願い出て許可された者は、再入学を願い出ることができます。
- (4) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続きをしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

7. 9月修了

第1学期（前期）末（9月30日）で修了要件（修得単位・在学期間）を充足することとなる学生が、届出期間内に9月修了の希望申込をした場合には、9月30日付で修了の認定を受けることができます（要件充足者について、自動的に修了認定を行うことはありません）。詳細については国際学部教務課窓口で相談してください。

【2】 留学

龍谷大学では、国際的な社会に貢献できる人材の育成を目的として、学生の海外派遣を積極的に推進するため、以下のような留学制度があります。

経済、社会、文化、政治などあらゆる局面で国際的な相互依存関係が深まっている現在、海外の大学での学修、文化交流を通して広い視野と柔軟な発想を学ぶことは、みなさんにとって有意義な経験となることでしょう。

詳しくは、グローバル教育推進センター（深草学舎和顔館）で配付している最新の「留学ガイド」やグローバル教育推進センターホームページ（URL <https://intl.ryukoku.ac.jp>）を参考にしてください。

1. 交換留学

交換留学とは、学術研究および国際理解の発展のために海外の大学と学生交換協定を締結し、学費の免除や奨学金を受けて留学する制度です。この協定に基づき、原則として毎年同じ人数の学生を派遣・受入しています。

留学期間は原則1年間で、その期間、龍谷大学の学費免除（ただし、留学生在籍料は必要）、留学先大学の学費免除が受けられます。

募集案内、交換協定校、応募方法などは、グローバル教育推進センター、国際学部教務課で配付している「留学ガイド」やグローバル教育推進センターホームページを参照ください。

※ 留学先大学の都合により条件が変更になる場合や募集を行わない場合がありますので、グローバル教育推進センターホームページ（URL <https://intl.ryukoku.ac.jp>）の情報を確認してください。

2. 私費留学

各自で留学したい大学を探し、大学から承認を得て留学する方法で、毎年多くの学生が私費留学をしています。

この留学は交換留学と同じく、留学期間は在学期間に算入され、取得した単位は単位認定の対象となります。

交換留学と大きく異なる点は、留学先大学の学費や寮費等が自己負担であること。また、留学手続き等は各自で行うことです。手続前に各学部教務課や指導教員と相談して下さい。

3. 短期留学

カリキュラムやクラブ活動等の関係で長期間、大学を離れることができない学生には、夏期休暇や冬期休暇を利用した短期留学がお勧めです。

龍谷大学では、これら長期休暇を利用した語学研修や異文化体験等のプログラムを設けています。（各プログラムの開講は年度によって異なります。）詳細はグローバル教育推進センター、所属学部教務課に問い合わせして下さい。

4. 個人留学（休学して留学する）

大学を休学した場合、留学先で勉強した期間は在学期間に算入されません。また、単位の認定も行われません。

1年間（ないし半年間）海外の専門語学学校で語学をみっちり勉強したいという学生や、ワーキングホリデーをしてみたい、海外でボランティアをしてみたいという学生がよく利用する方法です。